

---

年 次 報 告

# あきたの男女共同参画

---

平成26年12月

秋 田 県



## はじめに

秋田県の少子高齢化は急速に進んでおり、今後、働く世代の人口も減り続けていきます。このような中で、本県の活力を維持・向上していくためには、性別や年齢にかかわらず、県民が持てる力を存分に発揮し、あらゆる分野で活躍できる環境をつくっていくことが大切です。

国では、すべての女性が輝く社会づくりを成長戦略の中核に位置付け、女性の働きやすい環境整備などを進めていますが、女性が活躍するためには、これまでの男性を中心とした長時間労働や、仕事一辺倒のライフスタイルを改め、仕事と生活の調和がとれた職場環境づくりが重要です。

このため、県では、今年度スタートした「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」において、男女がともに働きやすい職場環境づくりや、多様な分野で活躍する女性の紹介等による女性の活躍促進に取り組むこととしております。

また、平成23年3月に策定した「第3次秋田県男女共同参画推進計画」に基づいて、「多様な考え方・生き方・働き方を活かした元気あふれる社会」を目指し、男女共同参画センターを通じた県民の活動の場づくり、市町村、「あきたF・F推進員」、関係団体等との連携・協働した取組などを推進しております。

本書は、本県の男女共同参画推進計画の実施状況などについて、条例に基づく年次報告として取りまとめたものであり、県民の皆様に、男女共同参画の現状、取組等について理解を深めていただき、それぞれの取組の中で御活用いただければ幸いです。

平成26年12月

秋田県生活環境部長 佐々木 誠



# 目 次

## I 第3次秋田県男女共同参画推進計画の推進状況

第3次秋田県男女共同参画推進計画の指標	2
第3次秋田県男女共同参画推進計画の体系	4

### ◆推進の柱1 男女が認めあい思いやる関係を築いていこう〈人権の尊重〉

#### 施策の方向（1）性別による差別の解消

① 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発活動の推進	5
② 社会全般における制度・慣行の見直し	6
③ 雇用の場における差別の解消	6
④ 相談体制の充実	7
⑤ 男女平等教育等の推進	8
⑥ メディアを通じた男女共同参画	8

#### 施策の方向（2）女性に対するあらゆる暴力の根絶

① 女性に対する暴力の根絶	9
② ドメスティック・バイオレンスへの対応	9

### ◆推進の柱2 政策・方針は男女が共に決めていこう〈女性の参画拡大〉

#### 施策の方向（1）人材の育成と人材情報の活用

① 教育等を通じた女性の人材育成	11
② 女性を積極的に活用するための情報の収集・提供	12

#### 施策の方向（2）人材の登用

① 県の委員会・審議会等への参画促進	13
② 県の女性職員の職域拡大及び管理職への登用	13
③ 市町村における女性の登用	15
④ 企業、教育・研究機関、各種団体等における女性の参画促進	15

### ◆推進の柱3 仕事も家事も男女が共に取り組んでいこう〈少子高齢化への対応〉

#### 施策の方向（1）ワーク・ライフ・バランスの実現

① 少子高齢社会に対応した男女とも働きやすい職場づくり	17
② 男性の家事・育児・介護等の参画促進	19
③ 社会の子育て環境の整備	20

#### 施策の方向（2）あらゆる産業や地域活動への女性の参画拡大

① 雇用分野での参画拡大	21
② 農業分野への参画拡大	21
③ 起業による参画拡大	22
④ 地域活動への参画拡大	23

#### 施策の方向（3）高齢社会への対応

① 介護の環境・体制の整備	24
② 高齢者の生活自立の維持・促進	24

#### 施策の方向（4）生涯を通じた男女の健康づくりへの支援

① 生涯を通じた健康維持と増進	25
② リプロダクティブ・ヘルス／ライフ（性と生殖に関する健康・権利）に関する啓発	25
③ 母性保護と母子保健の充実	25

### ◆推進の柱4 男女共同参画は県民主体で進めていこう〈支援体制の充実〉

#### 施策の方向（1）地域における団体や個人の実践活動への支援

① 男女共同参画の視点に立ったNPO活動等への支援	26
② 国際的視野を持った活動への支援	27
③ 地域において推進役となる人材の養成	27

#### 施策の方向（2）市町村への支援

① 市町村男女共同参画計画の策定及び推進	29
----------------------	----

② 市町村の推進体制の充実	-----	29
施策の方向（3）男女共同参画センターを核とした地域ネットワークの構築		
① 男女共同参画センターの役割強化	-----	30
② 地域ネットワークの構築と取組の推進	-----	30
<b>II 市町村及び男女共同参画センターの状況</b>		
◆ 1 市町村の状況		
市町村の男女共同参画推進体制について	-----	32
(1) 男女共同参画に関する条例の制定	-----	33
(2) 男女共同参画に関する計画の策定	-----	33
(3) 審議会等への女性委員の登用目標の設定	-----	34
(4) 男女共同参画に関する宣言の状況	-----	34
(5) 所管課の明確化	-----	34
(6) 庁内連絡会議と諮詢機関・懇談会等の設置	-----	35
(7) 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置	-----	36
市町村の男女共同参画の推進状況について	-----	38
(1) 市町村の委員会・審議会等への女性委員の参画状況	-----	38
(2) 市町村議会における女性議員の状況	-----	39
(3) 市町村における管理職に占める女性の割合	-----	40
(4) 市町村職員の平成26年度採用状況	-----	41
(5) 法律に基づいて設置されている委員、相談員に占める女性の割合	-----	42
◆ 2 男女共同参画センターの状況		
(1) 設置の目的	-----	43
(2) 各センターの概要	-----	43
<b>III 資 料</b>		
秋田県男女共同参画推進条例	-----	46
秋田県男女共同参画審議会	-----	51
苦情処理について	-----	52
秋田県の労働力の状況	-----	54
少子・高齢化の進展、人口の減少等の社会情勢の変化	-----	55
男女共同参画社会に関する県民の意識（秋田県男女の意識と生活実態調査から）	-----	57
男女共同参画年表	-----	58
DV相談窓口	-----	62
男女イキイキ職場宣言事業所一覧	-----	63
男女共同参画担当連絡先	-----	68

# I 第3次秋田県男女共同参画推進計画 の推進状況

### 第3次秋田県男女共同参画推進計画の指標

第3次秋田県男女共同参画推進計画では、目指す社会の実現に向け、4つの推進の柱の下に32の数値目標（指標）を設定しています。これらの指標のうち、計画の最終年度である平成27年度までの目標値が定められている27の目標値に対する各指標の達成率の平均値を、「男女共同参画推進値」として、公表しています。平成25年度の男女共同参画推進値は、88.5となりました。

#### 推進の柱1 男女が認めあい思いやる関係を築いていくう

施策の方向	No	指標	単位	目標値	25年度	
					実績値	達成率
(1) 性別による差別の解消	1	「男は仕事、女は家庭」という意識への反対意見の割合	%	60.2	*1 59.0	—
	2	男女賃金格差	%	*2	72.8	—
	3	男女共同参画副読本の活用率	%	85.0	77.5	91.2%
(2) 女性に対するあらゆる暴力の根絶	4	DV予防教育の実施校数	校	32	32	100.0%

\*1: No. 1実績値は、平成24年度秋田県男女の意識と生活実態調査による（参考）。

\*2: No. 2「男女賃金格差」は目標設定が困難であるが、現状値と比べより解消を目指す。

#### 推進の柱2 政策・方針は男女が共に決めていくう

施策の方向	No	指標	単位	目標値	25年度	
					実績値	達成率
(1) 人材の育成と人材情報の活用	5	「学校では男子も女子も同じように活躍の場がある。」と考えている児童生徒の割合	%	92.0	91.5	99.5%
	6	「社会では男女とも平等に活躍できる場がたくさんある。」と考えている児童生徒の割合	%	72.0	72.6	100.8%
(2) 人材の登用	7	県の委員会・審議会等への女性委員の参画率	%	40.0	28.8	72.0%
	8	県職員の管理職（課長級以上）に占める女性の割合	%	10.0	4.3	43.0%
	9	公立学校の管理職に占める女性の割合	%	20.0	16.8	84.0%
	10	市町村の委員会・審議会等への女性委員の参画率	%	30.0	23.6	78.7%
	11	市町村の管理職（課長級以上）に占める女性の割合	%	20.0	10.0	50.0%
	12	事業所における女性管理職（係長相当職以上）の割合	%	*3	5.2	—
	13	女性の農業委員割合	%	10.0	6.1	61.0%
	14	女性の総代比率 5%達成 JA数	J A	13	11	84.6%

\*3: No. 12「事業所における女性管理職の割合」は目標設定が困難であるが、現状値と比べより向上を目指す。

※No. 8「県職員の管理職（課長級以上）に占める女性の割合」は、知事部局のみ（警察本部、各種委員会を除く）。

※No. 9「公立学校の管理職に占める女性の割合」については、女性管理職進出度指数（日本橋学館大・池木教授）の算定法に準じて算出している。

## 推進の柱3 仕事も家事も男女が共に取り組んでいこう

施策の方向	No	指標	単位	目標値	25年度	
					実績値	達成率
(1) ワーク・ライフ・バランスの実現	15	従業員数100人以下の事業所等における一般事業主行動計画策定件数	件	285	570	200.0%
	16	男女イキイキ職場宣言事業所数	件	210	206	98.1%
	17	年次有給休暇取得率	%	*4	48.8	—
	18	男性の育児休業取得率	%	7.0	3.1	44.3%
	19	地域子育て支援センター・つどいの広場設置市町村数(旧市町村)	旧市町村数	65	58	89.2%
	20	放課後児童クラブの設置率	%	82.0	75.7	92.3%
	21	特別保育事業実施率	%	100.0	100.0	100.0%
(2) あらゆる産業や地域活動への女性の参画拡大	22	家族経営協定締結数	戸	700	649	92.7%
	23	女性の農業士認定者数	人	246	226	91.9%
	24	農林水産業における女性起業販売額	億円	57	57.0	100.0%
(3) 高齢社会への対応	25	「男は仕事、女は家庭」という意識への反対意見の割合(65歳以上)	%	34.8	*5 47.8	—
(4) 生涯を通じた男女の健康づくりへの支援	26	乳がん検診受診率	%	50.0以上	(22.5)	—
	27	子宮がん検診受診率	%	50.0以上	(22.1)	—
	28	妊婦健康診査受診率(初回健康診査受診率)	%	100	96.6	96.6%
	29	不妊とこころの相談センター相談者数	人	210	149	71.0%

\*4 : No. 17 「年次有給休暇取得率」は目標設定が困難であるが、現状値と比べより向上を目指す。

\*5 : No. 25実績値は、平成24年度秋田県男女の意識と生活実態調査による(参考)。

※No. 24 「農林水産業における女性起業販売額」については、年度ではなく年調査。

※No. 26 「乳がん検診受診率」及びNo. 27 「子宮がん検診受診率」については24年度の実績(参考)。

## 推進の柱4 男女共同参画は県民主体で進めていこう

施策の方向	No	指標	単位	目標値	25年度	
					実績値	達成率
(1) 地域における団体や個人の実践活動への支援	30	過去1年間に仕事以外の社会活動などに参加した人の割合	%	50.0	43.3	86.6%
(2) 市町村への支援	31	市町村計画策定率	%	100	*6 92.0	92.0%
(3) 男女共同参画センターを核とした地域ネットワークの構築	32	男女共同参画センターの利用登録団体の数	団体	460	425	92.4%

\*6 : No. 31市町村計画は、平成26年9月末現在で全市町村が策定済み。

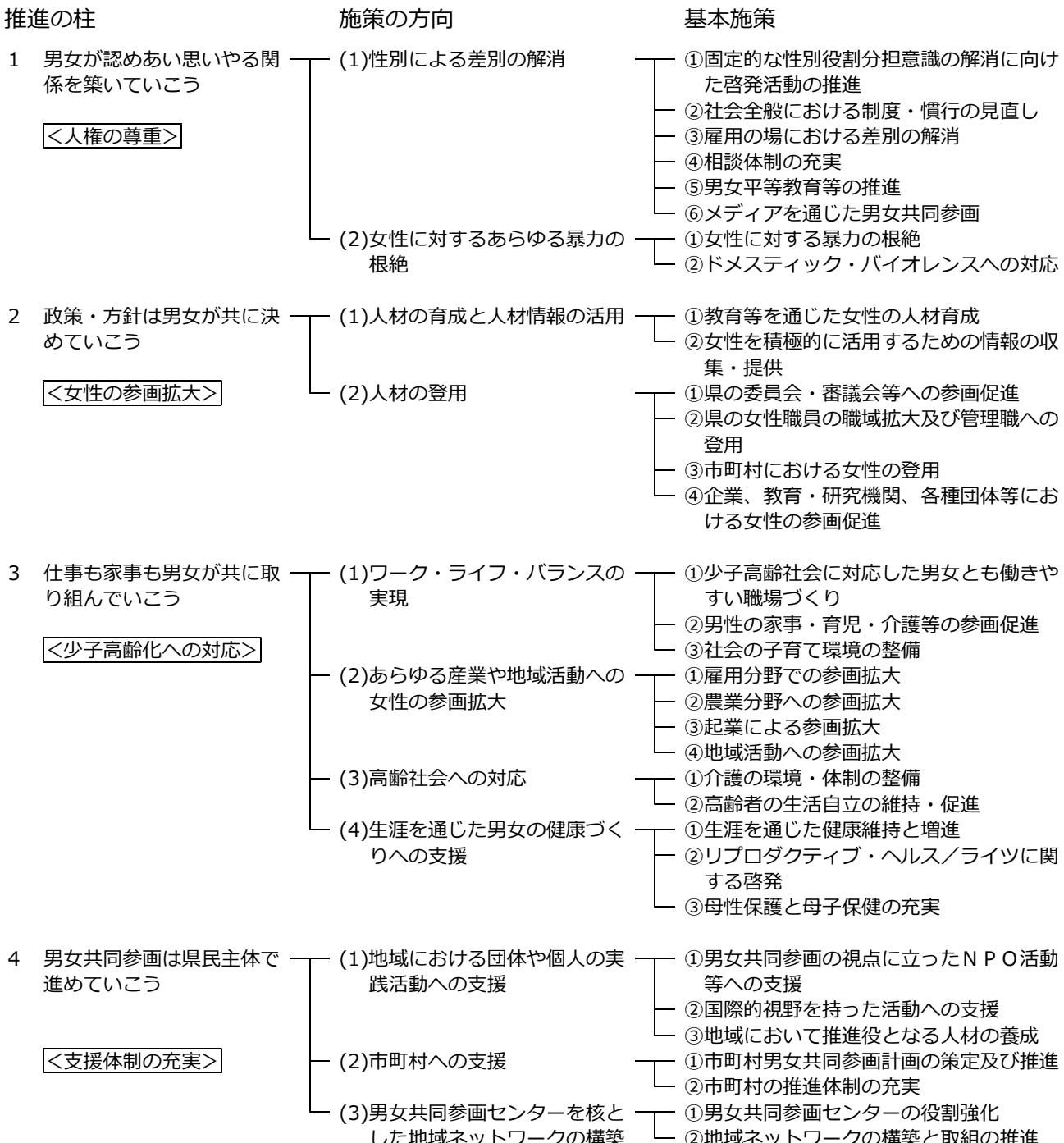
## 第3次秋田県男女共同参画推進計画の体系(平成23~27年度)

### ■計画の目標

基本目標「多様な考え方・生き方・働き方を活かした元気あふれる社会へ」

- ①性別による差別の解消
- ②政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- ③多様な生き方に応じた働き方の実現

### ■計画の体系



## 推進の柱1 男女が認めあい思いやる関係を築いていくこう〈人権の尊重〉

憲法や各種法令が男女の平等を目指しているにも関わらず、いまだ社会では女性に対する差別が解消されていません。また、性犯罪やドメスティック・バイオレンス（D V）、セクシュアル・ハラスメントなどの暴力も男女共同参画社会を実現するうえで克服すべき大きな課題となっています。

これらの差別や暴力は、人権を大きく損なう問題であることから、個人の尊厳に最大限配慮するとともに、男女共同参画社会の実現に向け、男女がそれぞれを認め合い、思いやる関係を醸成し、差別と暴力がない社会を目指します。

### 施策の方向（1）性別による差別の解消

#### ① 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発活動の推進

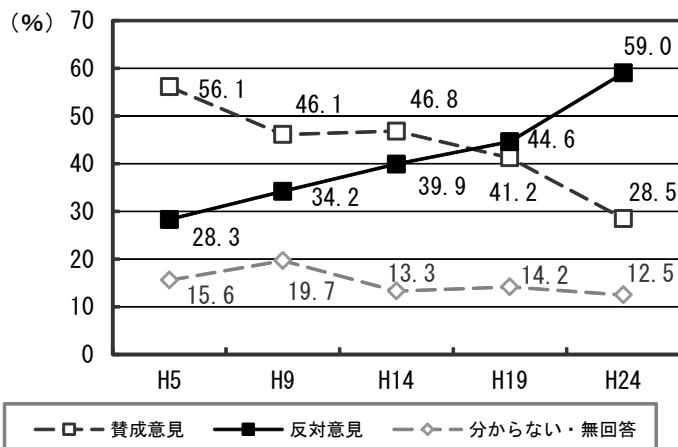
「男は仕事、女は家庭」という考えに代表される固定的な性別役割分担意識は、着実に解消に向かっていますが、性別に関わらず、人がどう生きるかは、個人がその考え方や能力に合わせて決定すべきものであり、「男なら」・「女なら」こうあるべきという社会的に形成された枠組みで制限されることは、男女共同参画社会の実現にとって大きな妨げとなります。

男女対等なパートナーシップ実現のためには、固定的な性別役割分担意識のさらなる解消に向けた努力が必要であることから、啓発を推進します。

No	指標	目標値	実績値	達成率
1	「男は仕事、女は家庭」という意識への反対意見の割合（%）	60.2	59.0	—

注：最新の調査結果が平成24年度のものであるため、参考として平成24年度実績を記載しています。

#### 【「男は仕事、女は家庭」という考え方への賛否の推移】



平成24年度に行った「秋田県男女の意識と生活実態調査」で、「男は仕事、女は家庭」という考え方への反対意見（反対・どちらかといえば反対）が賛成意見（賛成・どちらかといえば賛成）を大きく上回り、初めて過半数となりました。平成19年度調査では、秋田県全体で初めて反対意見が賛成意見を上回りました。

資料出所：県男女共同参画課「秋田県男女の意識と生活実態調査」

#### 関連事業

- ◎ ハーモニーフェスタの開催〔男女共同参画課〕
  - ・男女共同参画社会に対する県民の理解と関心を高めるため毎年6月に開催しています。
- ◎ 男女共同参画審議会〔男女共同参画課〕
  - ・男女共同参画推進計画及び男女共同参画の推進に係る重要事項等の審議を行いました。
- ◎ 男女共同参画情報誌（La Vita）の発行〔男女共同参画課〕
  - ・県民の関心と理解を高めるために「La Vita（ラ・ヴィータ）」を発行しました。

## ② 社会全般における制度・慣行の見直し

### (法令・社会制度)

男女共同参画社会の形成に障壁となる法令や社会制度についての見直し、あるいは男女共同参画の推進に資する制度の創設を国に求めます。

### (差別的な慣行)

町内会で女性が役職に就けないなど、男性優位の差別的な慣行が残っているものについては、男女共同参画の観点から女性の参画が進むよう啓発を行います。

### (セクシュアル・ハラスメント)

相手の意に反する性的な嫌がらせや、性差別的な意識に基づく発言は、個人の尊厳を不当に傷つけ、人権を侵害するおそれがあるばかりでなく、女性に向けられたものは、その地位の向上や能力発揮を妨げる大きな要因となることから、企業や学校等に対して、セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた体制を整えるよう働きかけます。

## ③ 雇用の場における差別の解消

### (男女均等な雇用環境の整備)

男女間の賃金格差や雇用形態の区別の解消に向け、労働基準法や男女雇用機会均等法が遵守されるよう、広報・啓発を行い、周知を図ります。

### (差別的な社内慣行の解消)

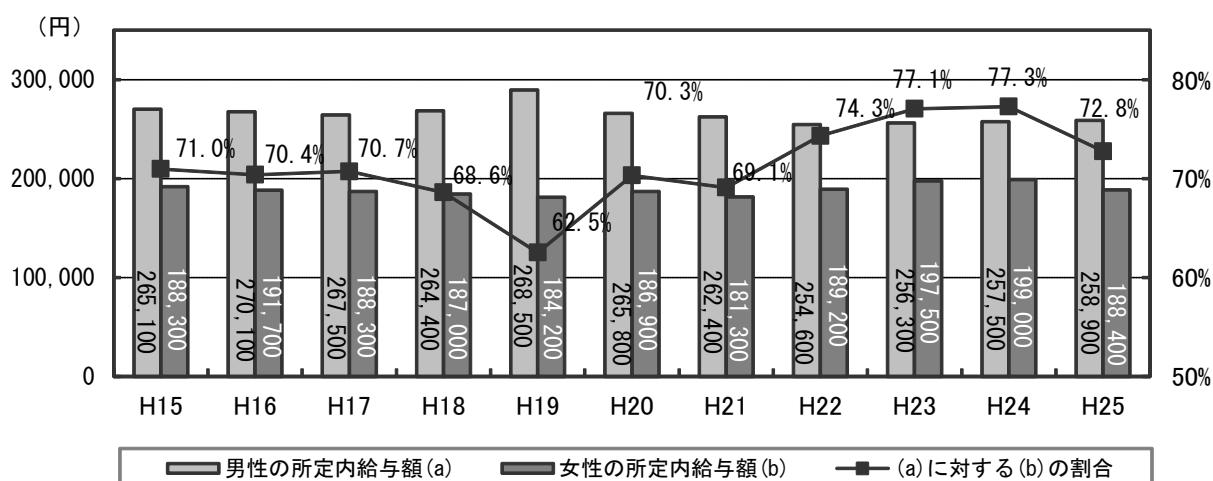
女性従業員が結婚・出産を機に退職せざるを得ないような社内慣行などについて法令の遵守を呼びかけます。

No	指 標	目標値	実績値	達成率
2	男女賃金格差 (%)	—	72.8	—

注：男女賃金格差は目標設定が困難であるため、目標値は設定していません。

### 【本県の男女賃金格差の推移】

女性労働者の平均月間給与額は多くの産業において男性を下回っています。また、前年度に比べて男女間の格差（男性の給与額を100としたときの女性の給与額の割合）は4.5ポイント拡大しています。今後もこうした賃金格差を解消するよう、働きかけを行います。



資料出所：県雇用労働政策課

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成25年)

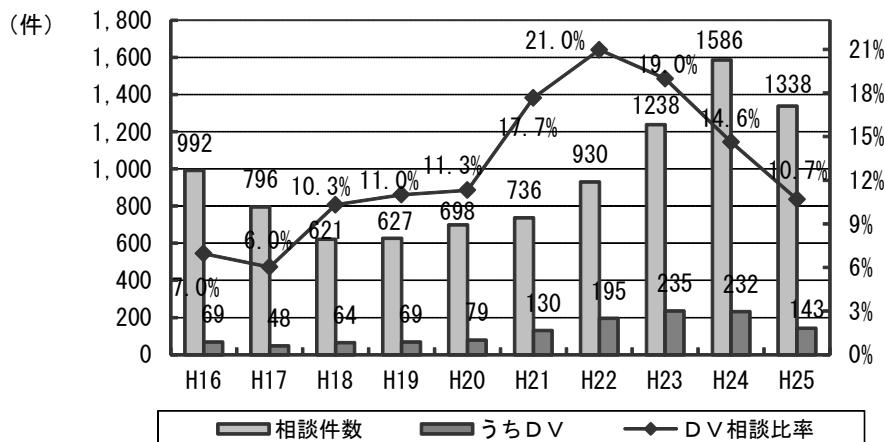
### 関連事業

- ◎ 賃金等労働条件に関する情報提供 [雇用労働政策課]

#### ④ 相談体制の充実

県民の性別にかかる生き方や差別、DVなどに関する様々な悩みを解消していくために、ハーモニー相談室（県中央男女共同参画センター内）、苦情調整員制度や配偶者暴力相談支援センターなど相談制度を充実させ、相談援助者の資質の向上に努めます。

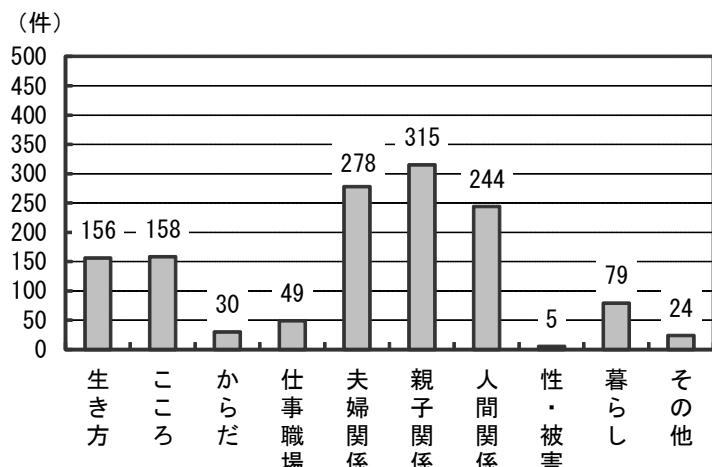
##### ■ ハーモニー相談室で受けた相談件数の推移とDV相談の比率



平成25年度の相談件数は、全体で1,338件で、ドメスティック・バイオレンス(DV)関連は143件(10.7%)でした。

注：第三者からの相談8件、デートDV2件、加害者からの相談1件、精神的DV3件、その他DV関連5件を含みます。

##### (平成25年度 分野別相談件数)



相談内容としては、親子関係、夫婦関係、人間関係、こころ、生き方、暮らしの悩みなど、対人関係や内面的な悩みが多くなっています。

資料出所：県中央男女共同参画センター  
ハーモニー相談室

##### 関連事業

- ◎ 女性相談員の配置、電話相談員の配置、DV相談担当職員専門研修、市町村担当職員研修〔子育て支援課〕
- ◎ 雇用労働アドバイザー〔雇用労働政策課〕
- ◎ 男女共同参画苦情調整会議〔男女共同参画課〕
- ◎ 男女共同参画相談室〔県中央男女共同参画センター内ハーモニー相談室〕

## ⑤ 男女平等教育等の推進

家庭や学校において、性別を理由とする差別の解消や男女の本質的平等、また、「男だから」「女だから」という偏見や決めつけを持たせない教育を推進します。

No	指 標	目標値	実績値	達成率
3	男女共同参画副読本の活用率 (%)	85.0	77.5	91.2%

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
活用率の推移 (%)	77.9	76.3	74.3	89.2	77.5
達成率	91.6%	89.8%	87.4%	104.9%	91.2%

資料出所：県男女共同参画課

### 関連事業

- ◎ 男女共同参画副読本の活用促進 [男女共同参画課]
- ◎ 生徒指導体制の整備、教育相談体制の強化、スクールカウンセラーの派遣、学校教育こころの相談の充実、キャリア教育の充実 [義務教育課]
- ◎ 高校生未来創造支援事業（キャリア教育総合推進事業）[高校教育課]
- ◎ みんなで学び・育てる家庭教育支援事業、社会教育関係団体への助成 [生涯学習課]

## ⑥ メディアを通じた男女共同参画

メディアを通じて固定的性別役割分担意識や性別による差別を解消し、男女共同参画の正しい理解を広めるよう働きかけます。

### 関連事業

- ◎ ハーモニ一条例普及 [男女共同参画課]

## 施策の方向（2）女性に対するあらゆる暴力の根絶

### ① 女性に対する暴力の根絶

異性間の暴力は、身体的暴行、心理的攻撃や性的強要まで多岐にわたっています。その被害者は多くの場合女性であり、女性に対する暴力の根絶が大きな課題となっています。この解決のため、暴力を容認しない社会的認識を徹底するとともに、発生防止と被害者支援の両面から取組を進めます。

#### 関連事業

- ◎ 男女共同参画苦情調整会議〔男女共同参画課〕
- ◎ 人権啓発地方委託事業〔総務課〕
- ◎ 安全・安心なまちづくり事業〔県民生活課〕
- ◎ パートナーに対する暴力防止対策事業〔子育て支援課〕
- ◎ 女性に対する暴力相談への適切な対応〔県警 生活安全企画課〕
- ◎ レディース通話110番〔県警 捜査第一課〕

### ② ドメスティック・バイオレンスへの対応

配偶者や恋人など親密な関係にある者の間における暴力は、ドメスティック・バイオレンス（D V）として、家庭などの閉鎖された空間に潜在しがちで、被害者においても相手と別れるなど自分を守るためにの正常な意思決定ができないほど深刻化し、被害者の心身に深刻な影響を及ぼす可能性があります。D V防止キャンペーンなどで啓発を図り、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であるとの認識を浸透させるとともに、関係機関との連携による相談体制を強化し、被害者に対する保護と自立を支援する取組を充実させます。

また、大学生や高校生など未婚の若年層においても、交際相手からの暴力が問題となることから、自分と相手を大切にする気持ちや交際相手との暴力を伴わないコミュニケーションの仕方等を高校の授業で扱うなど、性別に関わらず被害者にも加害者にもならない予防教育を充実させます。

No	指標	目標値	実績値	達成率
4	D V予防教育の実施校数	32	32	100.0%

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
実施校の推移（校）	14	22	22	27	32
達成率	—	—	68.8%	84.4%	100.0%

資料出所：県高校教育課

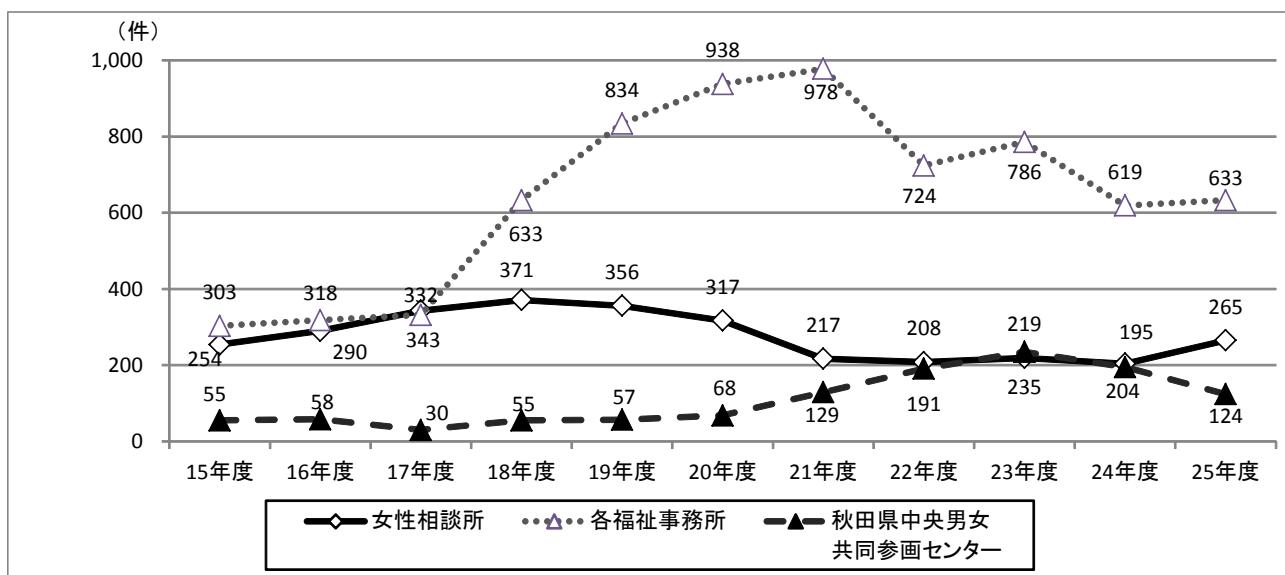
■ 配偶者暴力相談支援センターに寄せられたDV相談件数

平成25年度に県内6カ所の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は1,022件で、前年度より4件増加しました。

平成19年度に施行された改正配偶者暴力防止法では、配偶者から身体に対する暴力を受けた被害者に加え、生命・身体に対する脅迫を受けた被害者も保護命令を申し立てができるようになりました。また、裁判所は被害者の申し立てにより被害者への接近禁止命令と併せて、被害者の親族にも接近禁止命令を発することができるようになりました。

しかし、相談者はDV被害者のごく一部と見られ、また子どもの心身の健やかな成長にも影響が大きいことから、相談機関の周知と早期の相談・支援が急務となっています。

平成25年度の相談件数を見ると、女性相談所と各福祉事務所は前年度より増加していますが、中央男女共同参画センターは前年度より減少しています。



注：配偶者暴力相談支援センターは女性相談所（秋田市）、北福祉事務所（大館市）、山本福祉事務所（能代市）、中央福祉事務所（潟上市）、南福祉事務所（横手市）、秋田県中央男女共同参画センター（秋田市）です。

資料出所：県女性相談所

■ 関連事業

- ◎ 一時保護委託事業、心理療法担当職員の配置、配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業、パートナーに対する暴力防止対策事業（「許さない。DV」キャンペーン）、DV防止対策連絡協議会〔子育て支援課〕
- ◎ DV予防ハイスクールセミナー〔男女共同参画課〕

## 推進の柱2 政策・方針は男女が共に決めていこう 〈女性の参画拡大〉

女性の社会進出が進み、共働き世帯が片働き世帯を上回るまでになりましたが、国・地方の政策や企業・団体等の方針の決定は、大部分が男性主導で行われているのが現状です。

女性人材の育成や登用を進めることにより、政策・方針決定過程への女性の参画を一層拡大し、政策や方針を男女が共に決める社会を目指します。

### 施策の方向（1）人材の育成と人材情報の活用

政策・方針決定過程への女性の参画を拡大していくためには、女性自身の参画意欲と能力を高めて人材の裾野を広げていくことと同時に、女性人材を求めるところに適切に人材情報を提供して、活躍の場を作り出していくことが必要なことから、人材育成と人材情報活用の両面での取組を進めます。

#### ① 教育等を通じた女性の人材育成

教育・学習の場において、個人には、性別を問わず職業選択においてあらゆる可能性があることや、女性として、政治、行政、企業、研究機関、その他の専門分野や指導的地位に就く生き方・働き方があることを伝えていきます。

また、家庭の場においても、男女共同参画や女性の社会進出を後押しするような教育の機会を持たせるよう、男女共同参画センターのセミナーなどを通じて学習機会の提供を行います。

No	指標	目標値	実績値	達成率
5	「学校では男子も女子も同じように活躍の場がある。」と思っている児童生徒の割合 (%)	92.0	91.5	99.5%

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
割合の推移 (%)	80.7	84.1	86.5	87.0	89.5	89.4	91.5
達成率	—	—	—	—	97.3%	97.2%	99.5%

No	指標	目標値	実績値	達成率
6	「社会では性別に関係なく男女とも平等に活躍できる場がたくさんある。」と考えている児童生徒の割合 (%)	72.0	72.6	100.8%

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
割合の推移 (%)	63.5	63.4	65.2	68.3	68.9	70.4	72.6
達成率	—	—	—	—	95.7%	97.8%	100.8%

注：平成19年度～22年度については、「新秋田県男女共同参画推進条例」に基づく目標値を設定していたため、現在の目標値に基づく達成率は算出していません。

資料出所：県義務教育課

#### 関連事業

- ◎ 女性医師就業相談窓口運営事業〔医師確保対策室〕

## ● 女性の参画拡大 ●

### ② 女性を積極的に活用するための情報の収集・提供

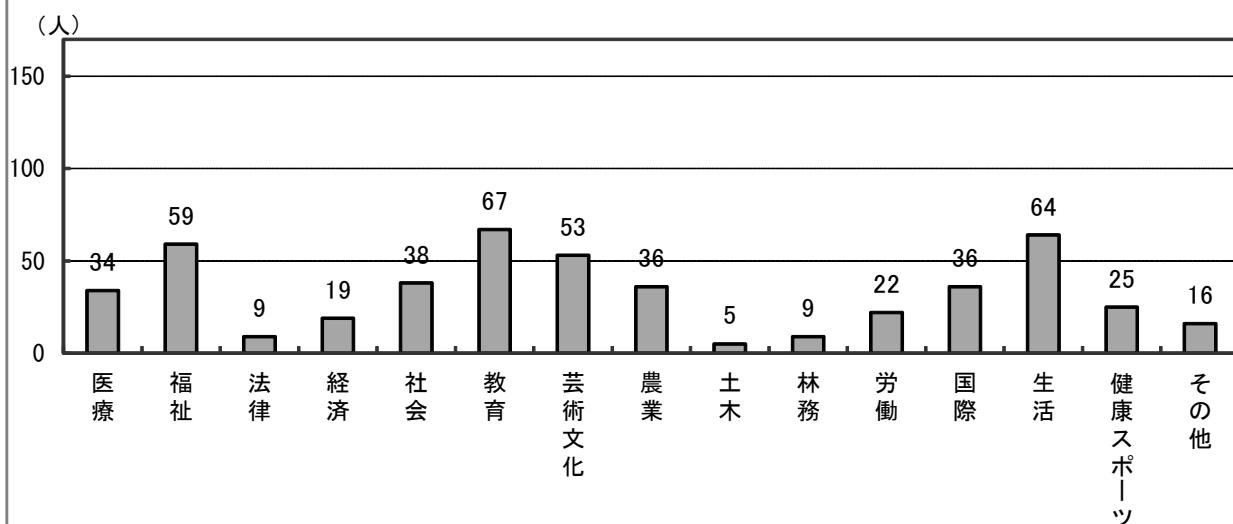
団体、企業、市町村と連携し、幅広い分野における女性の人材情報を収集するとともに、その人材の積極的な活用に向けて、政策形成等に女性の参画を求める機関への適切な情報提供に努めます。

#### 【女性人材リスト登録者数の内訳】

県では、市町村、女性団体、学術機関等の連携のもとに、各分野における有能な人材を把握しリストとして整備して活用を図っています。

登録者の内訳は、教育、福祉、生活の分野で登録者が多く、土木、林務、法律の分野で登録者が少ない状況となっています。

なお、平成25年度の登録者数は、127人となっています。



注：複数分野で重複登録している人がいるので登録者数と分野別の登録者数の合計人数は一致しません。

資料出所：県男女共同参画課

#### 関連事業

##### ◎ 女性の人材発掘 [男女共同参画課]

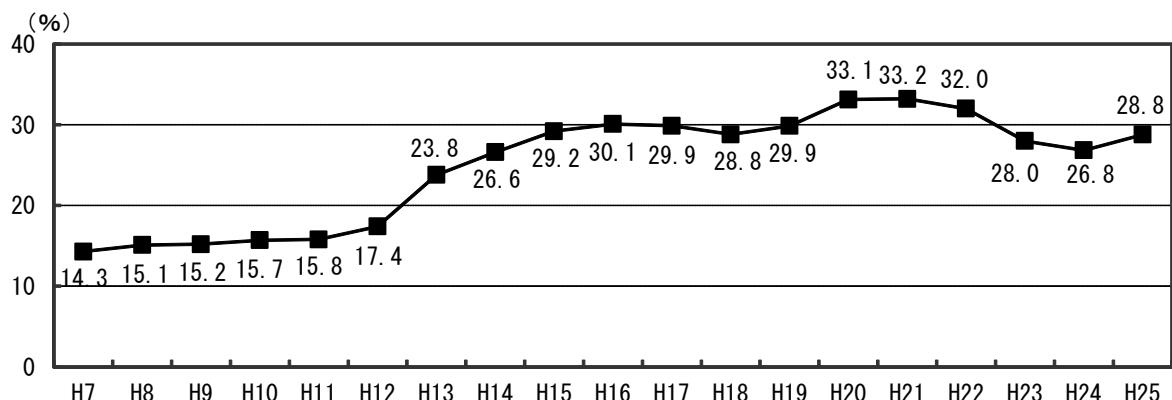
## 施策の方向（2）人材の登用

### ① 県の委員会・審議会等への参画促進

女性委員のいない委員会・審議会を解消するとともに、女性委員の割合を、最終的には50%とすることを目指しながら、当面は、実現可能性のある40%を目標とし、積極的な登用を促進します。

No	指標	目標値	実績値	達成率
7	県の委員会・審議会等への女性委員の参画率 (%)	40.0	28.8	72.0%

【県の委員会・審議会への女性委員の参画率の推移】



資料出所：県男女共同参画課

#### 関連事業

- ◎ 女性の公職参画状況調査、女性の委員の参画促進〔男女共同参画課〕

### ② 県の女性職員の職域拡大及び管理職への登用

県政の様々な分野で活躍できる女性職員を育成し、積極的に管理職へ登用します。

No	指標	目標値	実績値	達成率
8	県職員の管理職（課長級以上）に占める女性の割合 (%)	10.0	4.3	43.0%

	23年度	24年度	25年度	26年度
女性の割合の推移 (%)	5.1	4.3	4.3	3.9
達成率	51.0%	43.0%	43.0%	39.0%

#### ■ 県職員の管理職に占める女性の割合

(4月1日現在)

年度	課長級以上		女性内訳			
	総数(人)	うち女性(人)	女性割合(%)	部長級(人)	次長級(人)	課長級(人)
				部長級(人)	次長級(人)	課長級(人)
H20	287	9	3.1%	0	2	7
H21	252	11	4.4%	1	2	8
H22	256	16	6.3%	1	4	11
H23	256	13	5.1%	0	3	10
H24	257	11	4.3%	0	2	9
H25	253	11	4.3%	0	2	9
H26	254	10	3.9%	0	2	8

※ 知事部局のみ(指標設定表の内訳)

注：・各年度とも、4月1日現在の数値です。

## ● 女性の参画拡大 ●

### ■ 県職員の採用者に占める女性の割合

年度	大学卒業程度			短大卒業程度			高校卒業程度			計		
	総数 (人)	女性 (人)	女性割合 (%)									
H20	20	10	50.0	39	24	61.5	3	3	100.0	62	37	59.7
H21	52	14	26.9	3	3	100.0	14	4	28.6	69	21	30.4
H22	102	14	13.7	7	7	100.0	36	3	8.3	145	24	16.6
H23	133	27	20.3	13	10	76.9	60	14	23.3	206	51	24.8
H24	135	25	18.5	10	6	60.0	73	17	23.3	218	48	22.0
H25	126	28	22.2	12	11	91.7	71	25	35.2	209	64	30.6

注：H23年度以降は警察本部採用者を含む（年度末実績）

資料出所：県人事課

#### 関連事業

- ◎ 県職員の管理・監督職等への女性の登用、女性職員の職域拡大〔人事課〕

No	指標	目標値	実績値	達成率
9	公立学校の管理職に占める女性の割合 (%)	20.0	16.8	84.0%

注：上記の指標は女性管理職進出度指数（日本橋学館大・池木教授）の算定法に準じて算出しています。

資料出所：県教育庁総務課

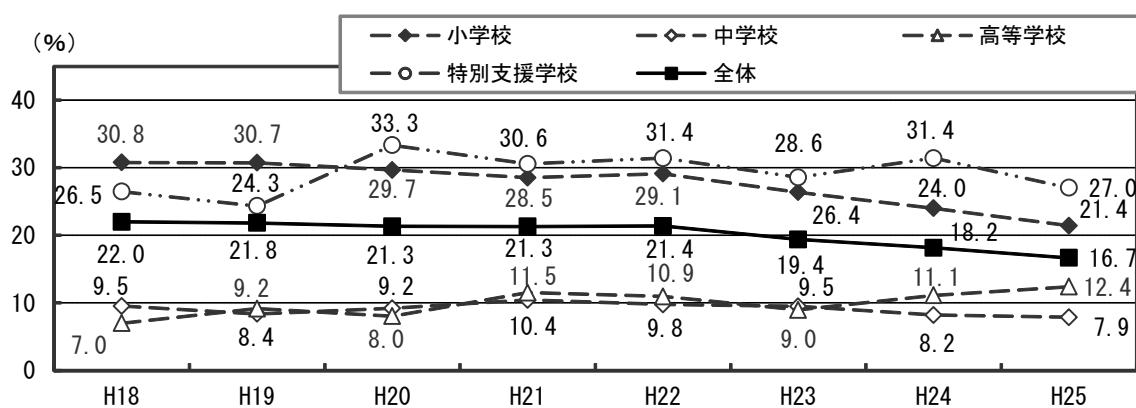
#### 【公立学校の管理職に占める女性の割合の推移】

	H20			H21			H22			H23			H24			H25		
	総数 (人)	女性 (人)	女性割合 (%)															
小学校	546	162	29.7	533	152	28.5	522	152	29.1	512	135	26.4	500	120	24.0	481	103	21.4
中学校	261	24	9.2	259	27	10.4	256	25	9.8	253	24	9.5	244	20	8.2	241	19	7.9
高等学校	137	11	8.0	139	16	11.5	137	15	10.9	134	12	9.0	135	15	11.1	129	16	12.4
特別支援学校	36	12	33.3	36	11	30.6	35	11	31.4	35	10	28.6	35	11	31.4	37	10	27.0
計	980	209	21.3	967	206	21.3	950	203	21.4	934	181	19.4	914	166	18.2	888	148	16.7

注：・計の値は、各校種の合計値であり、指標とは値が異なります。

・上記には、国立学校の数値を含みます。

平成25年度は、高等学校で管理職に占める女性の割合が増加し、その他の校種では減少しています。



注：管理職は、校長と教頭の合計です。

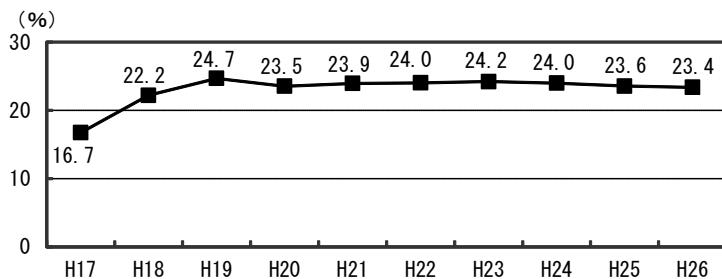
資料出所：県教育委員会「学校統計一覧」

### ③ 市町村における女性の登用

委員会・審議会等への女性委員の参画、女性職員の職域の拡大と管理職への登用を働きかけます。

No	指標	目標値	実績値	達成率
10	市町村の委員会・審議会等への女性委員の参画率 (%)	30.0	23.6	78.7%

平成19年度まで増加し、その後はほぼ横ばいで推移しています。



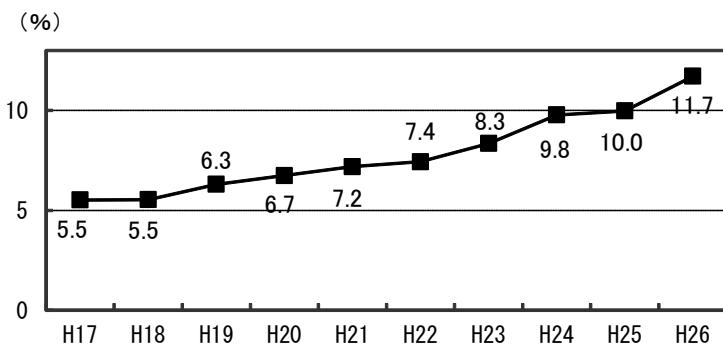
年度	総数	女性	女性割合
H17	10,562人	1,766人	16.7%
H18	7,338人	1,630人	22.2%
H19	5,542人	1,368人	24.7%
H20	7,018人	1,652人	23.5%
H21	7,333人	1,756人	23.9%
H22	7,600人	1,826人	24.0%
H23	7,158人	1,733人	24.2%
H24	7,347人	1,762人	24.0%
H25	7,063人	1,664人	23.6%
H26	7,409人	1,732人	23.4%

資料出所：県男女共同参画課

No	指標	目標値	実績値	達成率
11	市町村の管理職（課長級以上）に占める女性の割合 (%)	20.0	10.0	50.0%

#### 【市町村の管理職中の女性比率の推移】

市町村の管理職に占める女性の比率は、平成19年度以降遞増しています。



年度	総数	女性	女性割合
H17	1,630人	90人	5.5%
H18	1,572人	87人	5.5%
H19	1,570人	99人	6.3%
H20	1,602人	108人	6.7%
H21	1,600人	115人	7.2%
H22	1,521人	113人	7.4%
H23	1,593人	133人	8.3%
H24	1,636人	160人	9.8%
H25	1,524人	152人	10.0%
H26	1,434人	168人	11.7%

資料出所：県男女共同参画課

#### 関連事業

##### ◎ 市町村の進捗状況調査〔男女共同参画課〕

### ④ 企業、教育・研究機関、各種団体等における女性の参画促進

企業、教育・研究機関、各種団体においては、ワーク・ライフ・バランスの推進により女性の就業継続やキャリアの形成を高め、管理職の資格・能力を有する女性の人材を増やすと同時に、採用・昇進等における男女の機会均等を一層促進し、方針決定の場への女性の参画拡大を働きかけます。

No	指標	目標値	実績値	達成率
12	事業所における女性管理職（係長相当職以上）の割合 (%)	—	5.2	—

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
女性管理職割合の推移(%)	3.5	4.3	3.6	4.6	4.5	5.2

注：事業所における女性管理職の割合は目標設定が困難であるため、目標値は設定していません。

## ● 女性の参画拡大 ●

### 【事業所における女性管理職（係長相当職以上）の割合】

女性管理職の割合は、昨年度より0.7ポイント増加しました。企業規模別では、規模の小さい方が割合が高い傾向にあり、産業別では、飲食店・宿泊業、金融・保険業の割合が高くなっています。

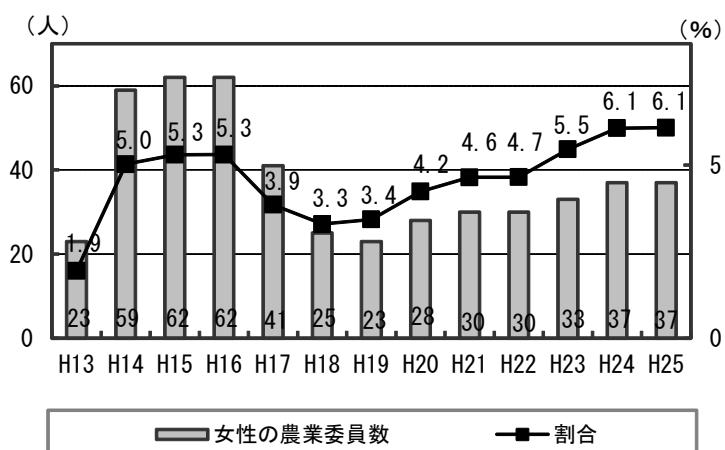
(単位：%)

区分	全労働者数	うち女性管理職				
		計	役員	部長相当職	課長相当職	係長相当職
調査計	100.0	5.2	1.8	0.5	0.9	2.0
企業規模	5~29人	100.0	7.8	4.4	0.8	1.2
	30~99人	100.0	5.2	1.6	0.5	0.9
	100~299人	100.0	3.6	0.3	0.4	0.9
	300~499人	100.0	3.6	0.1	0.5	0.6
	500人以上	100.0	3.2	0.1	0.1	0.7
産業分類	建設業	100.0	4.4	3.7	0.1	0.2
	製造業（計）	100.0	2.6	0.9	0.1	0.4
	情報通信業	100.0	2.0	0.0	0.9	0.2
	運輸・郵便業	100.0	1.8	1.2	0.0	0.1
	卸売・小売業	100.0	5.2	2.5	0.6	0.7
	金融・保険業	100.0	6.5	0.1	0.0	1.1
	飲食店・宿泊業	100.0	6.6	1.9	0.4	1.2
	サービス業	100.0	5.7	1.6	0.5	1.4

資料出所：県雇用労働政策課「労働条件等実態調査」（平成25年度）

No	指標	目標値	実績値	達成率
13	女性の農業委員割合 (%)	10.0	6.1	61.0%

### 【女性の農業委員割合の推移】



秋田県では、平成12年4月に秋田県女性農業委員協議会が発足するなど、女性農業委員の活動が活発に行われています。全体の農業委員数に占める女性委員の割合は、市町村合併による定数削減の影響によりいったん減少しましたが、その後緩やかに回復し、平成23年度には合併前の割合を超えていました。

資料出所：県農林政策課

No	指標	目標値	実績値	達成率
14	女性の総代比率5%達成JA数 (JA)	13	11	84.6%

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
女性総代5%達成JA数の推移	8	9	9	9	9	11
達成率	—	—	—	69.2%	69.2%	84.6%

### 関連事業

- ◎ 秋田県女性スポーツ推進委員交流のつどい [スポーツ振興課]

### 推進の柱3 仕事も家事も男女が共に取り組んでいこう〈少子高齢化への対応〉

本県のような本格的な少子高齢社会では、労働力人口が不足していくことから、社会活力を維持するためには、女性も様々な分野で活躍していくとともに、出産・育児によってキャリアを中断することなく、能力を存分に発揮できる環境を整えていくことが必要です。

そこで、ワーク・ライフ・バランスの推進をはじめ、産業や地域活動への女性の参画拡大、そして高齢者の生活や生涯を通じた健康づくりにも配慮したうえで、仕事も家事も男女が共に取り組む社会を目指します。

#### 施策の方向（1）ワーク・ライフ・バランスの実現

脱少子化を目指しつつ女性の能力を発揮させていくためには、社会全体のワーク・ライフ・バランスの実現が重要です。特に雇用の場においては、ワーク・ライフ・バランスへの取組は、企業競争力の強化にもつながるとの理解を深めたりうえで取組の拡大に努めます。

##### ① 少子高齢社会に対応した男女とも働きやすい職場づくり

個人の生き方やライフステージに応じた柔軟性のある働き方を選べる職場づくりを推進します。

No	指標	目標値	実績値	達成率
15	従業員数100人以下の事業所等における一般事業主行動計画の策定件数（件）	285	570	200.0%

資料出所：県少子化対策局

##### ■ 男女共同参画職場づくり事業について

職場における男女共同参画と働きやすい職場づくりを促進するため、県の入札参加資格登録をする事業者を対象に、女性能力の活用や仕事と家庭の両立支援に関する調査を行い、一定の要件を満たす事業者（県内建設工事、物品供給等）に対し確認書を交付するとともに、入札参加資格審査において評点を付与しました。

##### 【男女共同参画職場づくり事業 確認書交付数の推移】

(単位：件)

業種区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
県内建設工事	58	1	58	7	59	5
物品供給等	2	0	3	2	2	0
合 計	60	1	61	9	61	5

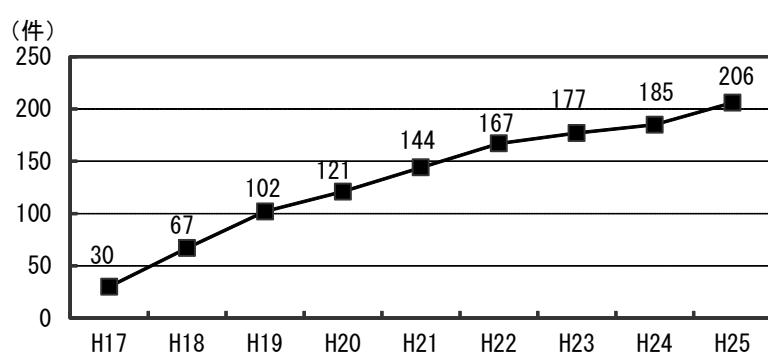
##### ■ 男女イキイキ職場について

男女が共にその個性と能力を発揮し、仕事と生活の調和がとれた働き方ができる職場環境づくりの取組について、事業所と協定を結びました。

No	指標	目標値	実績値	達成率
16	男女イキイキ職場宣言事業所数（件）	210	206	98.1%

## ● 少子高齢化への対応 ●

### 【男女イキイキ職場宣言事業所数の推移】



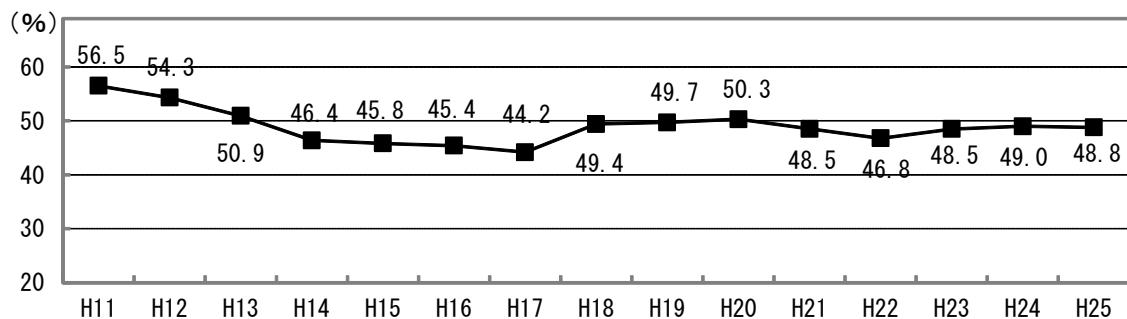
男女イキイキ職場宣言事業所数は順調に増加し、平成25年度は206件になりました。

資料出所：県男女共同参画課

No	指 標	目標値	実績値	達成率
17	年次有給休暇取得率 (%)	—	48.8	—

注：年次有給休暇取得率は目標設定が困難であるため、目標値は設定していません。

### 【年次有給休暇取得率の推移】



資料出所：県雇用労働政策課「労働条件等実態調査」

#### 関連事業

- ◎ 仕事と家庭の両立応援企業拡大事業、次世代育成サポートアドバイザー派遣事業、パパ・ママの職場へようこそ推進事業、子育て応援企業表彰事業〔少子化対策局〕
- ◎ 病院内保育所支援事業〔医務薬事課〕
- ◎ ワーク・ライフ・バランス推進事業（男女イキイキ職場拡大、男女共同参画職場づくり）、男女が働きやすい職場環境づくり事業〔男女共同参画課〕
- ◎ 労働時間の短縮に向けた啓発〔雇用労働政策課〕

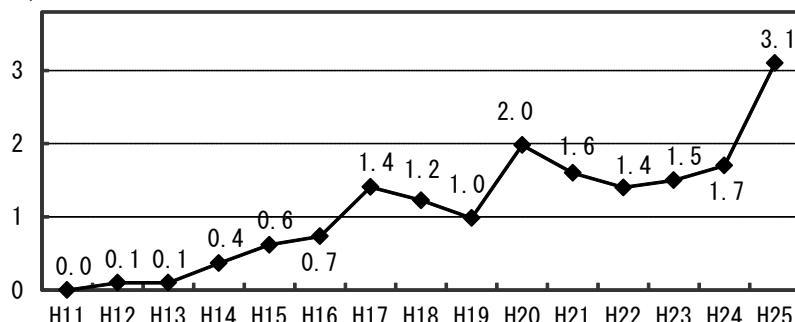
## ② 男性の家事・育児・介護等の参画促進

社会全体における男性の働き方についての意識を変え、育児休業を含めた家事・育児や介護への参加を促進し、女性に偏っている家事労働負担の分担を目指します。

また、地域活動やボランティアなどへの参加も促し、男性自身の生きがいづくりと地域の活性化を目指します。

No	指 標	目標値	実績値	達成率
18	男性の育児休業取得率 (%)	7.0	3.1	44.3%

(%)



## 【男性の育児休業取得率の推移】

平成25年度の県内企業における男性の育児休業取得率は、前年度と比較して1.4ポイントの増加となっています。

資料出所：県雇用労働政策課「労働条件等実態調査」

## 関連事業

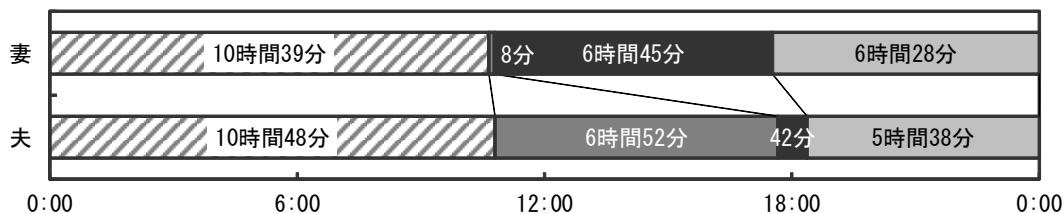
- ◎ 広げよう！秋田のイクメン推進事業、少子化対策応援ファンド助成事業〔少子化対策局〕

## ■ 本県の夫婦の生活時間

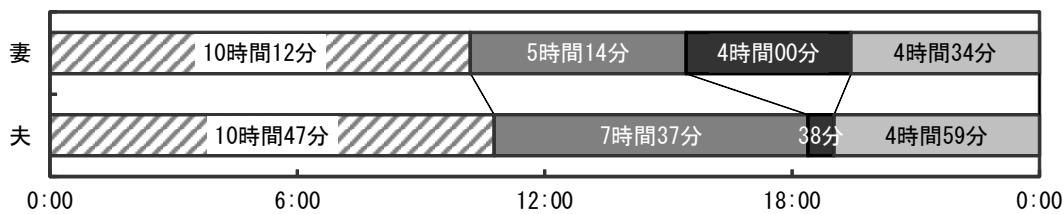
夫婦の生活時間を見ると、片働き世帯はもちろん、共働き世帯においても家事は妻が行うという性別役割分担の実態が見られます。

共働き世帯においては「夫は仕事」、「妻は家事と仕事」という『新・性別役割分担』が生まれていることが分かります。

## (夫が有業で妻が無業の世帯)



## (共働き世帯)

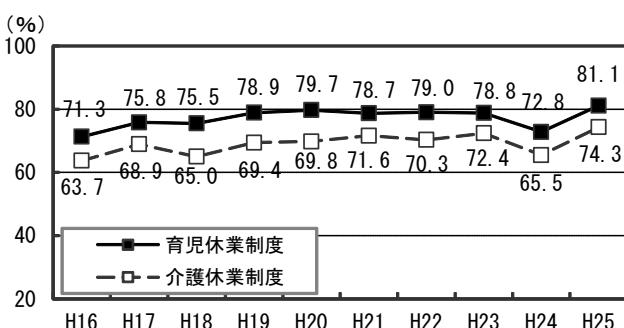


□1次活動 ■2次活動（仕事・通勤） ▨2次活動（家事・育児・介護等） □3次活動

注：「1次活動」とは、睡眠、食事のような生理的に必要な活動、「2次活動」とは、仕事、家事のように社会生活を行う上で義務的な性格の強い活動、「3次活動」とは、これら以外の各人が自由に使える時間における活動をいう。

資料出所：総務省「社会生活基本調査」(平成23年)

## ● 少子高齢化への対応 ●



### ■ 育児・介護休業制度の規定の整備状況

育児・介護休業法により、労働者は育児休業や介護休業を取得することができますが、県内企業で育児休業制度を規定しているのは 81.1 %、介護休業の規定をしているのは 74.3 %で、どちらも前年を大幅に上回っています。

資料出所：県雇用労働政策課「労働条件等実態調査」

### ③ 社会の子育て環境の整備

社会の子育て環境の整備を進めて女性の就業継続を支援し、家族で安心して子どもを育てられる社会を目指します。

No	指 標	目標値	実績値	達成率
19	地域子育て支援センター・つどいの広場設置市町村数（旧市町村）	65	58	89.2%

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
市町村数の推移	57	56	58	58	58
達成率	—	—	89.2%	89.2%	89.2%

No	指 標	目標値	実績値	達成率
20	放課後児童クラブの設置率 (%)	82.0	75.7	92.3%

注：放課後児童クラブとは、保護者が労働等により昼間家庭にいない場合、小学校に就学している概ね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供する施設です。

資料出所：県子育て支援課

No	指 標	目標値	実績値	達成率
21	特別保育事業実施率 (%)	100.0	100.0	100.0%

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
実施率の推移 (%)	99.6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料出所：県幼保推進課

#### 関連事業

- ◎ 保育所運営費負担金、保育対策等促進事業費補助金、認可外保育施設補助事業、一時預かり事業費補助金、へき地保育事業費補助金、認定こども園事業費補助金、幼稚園運営費補助金（預かり保育推進事業費補助）〔幼保推進課〕
- ◎ 児童館活動の活性化、子ども会活動の推進、子育てサポーター活動の促進、子どもの居場所づくり推進事業、「マザーズ・タッチ文庫」推進事業、地域子育て支援推進事業、すこやか子育て支援事業、子ども家庭相談電話事業、家庭児童相談室の充実〔子育て支援課〕

## 施策の方向（2）あらゆる産業や地域活動への女性の参画拡大

### ① 雇用分野での参画拡大

女性の雇用については、技術分野、専門分野、経営管理部門などへの幅広い女性人材の採用、キャリア形成、登用を求めていきます。

#### 関連事業

- ◎ 看護職員の多様な勤務形態導入支援事業〔医務薬事課〕
- ◎ 公共職業能力開発施設における介護に関する職業訓練、パートタイム労働者の労働条件適正化に向けた啓発〔雇用労働政策課〕

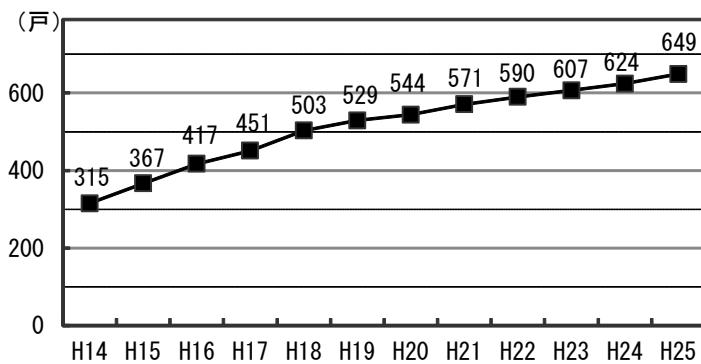
### ② 農業分野への参画拡大

本県の基幹産業である農業の分野では、高齢化と新規就農者の減少により担い手不足は深刻です。女性の参画をさらに拡大するとともに、その取組を支援し、加工やサービス業との融合を進めるなど、本県農業経営の強化を目指します。

また、農業経営への参画促進と、家族経営内での女性の地位・役割の明確化を図るため、家族経営協定の締結と活用の推進を図ります。

No	指標	目標値	実績値	達成率
22	家族経営協定締結数（戸）	700	649	92.7%

#### 【家族経営協定締結数の推移】



家族経営協定締結数は順調に伸び、平成23年度には600戸を超えるました。平成25年度は649戸と協定を締結しています。

資料出所：県農林政策課

注：家族経営協定とは、家族で取り組む農業経営について、経営の方針や家族一人ひとりの役割、就業条件・就業環境について家族みんなで話し合いながら取り決めるものです。

#### 関連事業

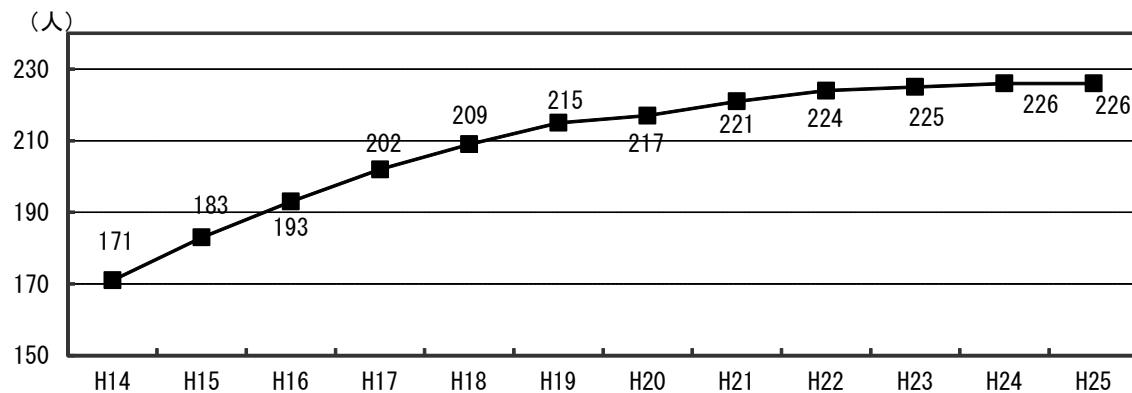
- ◎ 青少年育成普及事業（家族経営協定推進）〔農林政策課〕

## ● 少子高齢化への対応 ●

No	指 標	目標値	実績値	達成率
23	女性の農業士認定者数（人）	246	226	91.9%

### 【女性農業士認定者の推移】

平成5年度に「女性農業士認定制度」を創設以来、地域バランスをとりながら認定者数を増やし、平成25年度は226名が認定されています。



注：・農業士とは、農業者としての誇りと自信を持たせ青年の育成指導に資するため、優れた農業技術を駆使し経営を実践している者を知事が特に認定したものです。

### 関連事業

- ◎ 青少年育成普及事業（農業士育成事業）〔農林政策課〕
- ◎ 6次産業化総合支援事業〔農業経済課〕

### ③ 起業による参画拡大

農業分野に限らず、あらゆる産業分野における女性の起業は、本県産業の新たな可能性と活力の増大が期待される分野です。女性が意欲的に様々な分野で起業し、経営が継続できるよう、起業支援機関等との連携により支援します。

No	指 標	目標値	実績値	達成率
24	農林水産業における女性起業販売額（億円）	57	57.0	100.0%

資料出所：県農林政策課

#### ④ 地域活動への参画拡大

産業だけではなく、自治会・町内会や消防団等の地域を維持・運営する組織でも担い手不足が深刻です。ワーク・ライフ・バランスの推進によって、働く世代の男性の参画を促すとともに、女性の積極的な参画により、住民みんなが協力し合い地域を支える体制づくりを目指します。

特に、防災分野では、地域防災における課題を男女共同参画の視点で検証し、災害時の対応の構築や実践活動を促進します。

##### 関連事業

- ◎ 消費者教育の充実、消費生活情報等の提供〔県民生活課〕
- ◎ 指導員等の設置〔生涯学習課〕
- ◎ 女性消防団ネットワーク会議〔総合防災課〕

### 施策の方向（3）高齢社会への対応

介護負担の軽減と高齢者にとっての生きがいづくりのために、介護環境・体制の整備や高齢者の生活自立の維持・促進を図ります。

#### ① 介護の環境・体制の整備

介護の環境・体制を整備して家庭での介護負担を軽減するとともに、高齢者にとって、安心感のある社会の形成を目指します。

##### 関連事業

- ◎ 地域支援事業交付金、高齢者総合相談・生活支援センター運営事業、みんなで支える認知症対策推進強化事業、老人福祉施設等環境整備事業〔長寿社会課〕

#### ② 高齢者の生活自立の維持・促進

高齢期においても、いきいきとした生活を続けるためには、地域における支え合いのもとで、男性も女性も、家族や地域の一員として、それぞれができることについて力を出し合う関係を築いていく必要があります。このような元気で自立した高齢者による社会づくりを目指します。

No	指標	目標値	実績値	達成率
25	「男は仕事、女は家庭」という意識への反対意見の割合（65歳以上 %）	34.8	47.8	—

注：最新の調査結果が平成24年度のものであるため、参考として平成24年度実績を記載しています。

資料出所：県男女共同参画課「男女の意識と生活実態調査」（平成24年）

##### 関連事業

- ◎ バリアフリー広報啓発事業〔福祉政策課〕
- ◎ 老人クラブ助成事業、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業〔長寿社会課〕

## 施策の方向（4）生涯を通じた男女の健康づくりへの支援

男女が、お互いの性差を理解し合うとともに、それぞれの健康上のハンディに配慮することを促し、男女が共に社会で活躍できるように支援します。

### ① 生涯を通じた健康維持と増進

生涯を通じた健康増進対策の充実や、心の悩みも含め安心して相談できる体制づくりの推進、女性の健康を総合的に診ることができる性差医療の取組、性差に応じたがん検診の促進などを働きかけます。

No	指標	目標値	実績値	達成率
26	乳がん検診受診率 (%)	50.0以上	(22.5)	—

No	指標	目標値	実績値	達成率
27	子宮がん検診受診率 (%)	50.0以上	(22.1)	—

注：平成25年度実績はまだ公表されていないため、参考として平成24年度実績を記載しています。

資料出所：県健康推進課がん対策室

#### 関連事業

- ◎ 食生活改善推進員組織育成事業、健康管理体制の基盤整備、健康づくり総合対策事業〔健康推進課〕
- ◎ 子宮がん検診助成事業〔がん対策室〕

### ② リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康・権利）に関する啓発

性と生殖に関して、男女ともに正確な知識を持ち、自ら判断して健康管理を行うことができるようになるとともに、自分自身を大切にし、相手の心身の健康についても思いやりを持って行動できるよう、学校での性教育など、成長段階に応じた学習機会の確保を推進します。

#### 関連事業

- ◎ 性に関する指導拡充事業〔保健体育課〕

### ③ 母性保護と母子保健の充実

女性が安心して妊娠・出産の時期を過ごせるよう、周産期医療対策の推進や、妊産婦・乳幼児に対する保健指導の充実、不妊治療を受ける人への支援など総合的な母子保健対策の推進に努めます。

No	指標	目標値	実績値	達成率
28	妊婦健康審査受診率（初回健康診査受診率 %）	100.0	96.6	96.6%

No	指標	目標値	実績値	達成率
29	不妊とこころの相談センター相談者数（人）	210	149	71.0%

資料出所：県健康推進課

#### 関連事業

- ◎ 妊娠・出産への健康づくり支援事業、風しん予防接種緊急支援事業〔健康推進課〕
- ◎ 総合周産期母子医療センター運営費補助事業、地域周産期母子医療センター運営費補助事業〔医務薬事課〕

## 推進の柱 4 男女共同参画は県民主体で進めていこう 〈支援体制の充実〉

真の男女共同参画社会実現のためには、男性を含め、県民が自らの問題として考え、自発的に行行動していくことが不可欠です。県では、個人・団体・市町村等に必要な支援を行い、男女共同参画センターを通じて県民の活動の場づくりやネットワーク形成に努め、県民が主体となって男女共同参画を進めることができる社会を目指します。

### 施策の方向（1）地域における団体や個人の実践活動への支援

地域における団体やあきたF・F推進員の実践活動を通して、県民レベルでの男女共同参画を推進します。

#### ① 男女共同参画の視点に立ったNPO活動等への支援

NPOやボランティア団体の活動は社会を動かす原動力として欠かすことのできない存在ですが、その活動において男女共同参画の視点を活かすよう支援するとともに、ここでの男女共同参画への取組が社会全体に波及することを目指します。

No	指標	目標値	実績値	達成率
30	過去1年間に仕事以外の社会活動などに参加した人の割合 (%)	50.0	43.3	86.6%

#### ■ 秋田県のNPO法人の認証状況

秋田県内のNPO法人数は336法人で、活動分野は「保健・医療・福祉の増進」、「まちづくりの推進」、「子どもの健全育成」が上位を占めています。

「男女共同参画社会の形成の促進」を活動分野とするものは52法人となっています。

	活動分野	H19.3末	H20.3末	H21.3末	H22.3末	H23.3末	H24.3末	H25.3末	H26.3末
1	保健・医療・福祉の増進	97	115	127	142	166	180	196	206
2	社会教育の推進	74	82	92	108	125	137	153	166
3	まちづくりの推進	84	94	102	119	141	153	170	181
4	観光の振興	—	—	—	—	—	—	8	12
5	農山漁村、中山間地域振興	—	—	—	—	—	—	8	15
6	文化・芸術・スポーツの振興	65	73	83	96	115	128	144	156
7	環境の保全	54	67	77	90	110	117	135	141
8	災害救援活動	18	22	24	29	34	34	37	41
9	地域安全活動	27	28	35	41	49	53	58	63
10	人権の擁護、平和の推進	19	24	28	34	40	43	48	52
11	国際協力	26	33	37	42	51	54	58	61
12	男女共同参画社会の形成の促進	22	25	27	32	38	42	46	52
13	子どもの健全育成	66	76	87	108	127	141	158	169
14	情報化社会の発展	19	24	27	33	47	50	56	60
15	科学技術の振興	27	14	18	21	29	31	35	36
16	経済活動の活性化	27	31	39	47	65	73	86	92
17	職業能力開発、雇用機会拡充	34	44	50	61	79	87	98	104
18	消費者保護	8	10	13	17	23	25	29	30
19	NPOの団体運営・活動の助言・援助	58	72	84	101	118	132	151	159
20	条例で定める活動（未制定）	—	—	—	—	—	—	—	—
	認定数	158	179	201	229	264	281	318	336

注：・一つの法人が複数の活動分野の活動を行う場合があるため、認証数と合計は一致しません。

・平成24年4月1日から特定非営利活動促進法が改正され、「観光の振興を図る活動」、「農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動」、「条例で定める活動」の3分野が追加されました。

資料出所：県地域活力創造課

## ■ ハーモニーネット登録団体

	登録団体数	構成人数
H18	68団体	187,382人
H19	68団体	285,558人
H20	68団体	285,558人
H21	64団体	173,316人
H22	65団体	171,960人
H23	66団体	168,573人
H24	64団体	161,747人
H25	61団体	143,157人

注：各年度とも3月31日現在

資料出所：男女共同参画課

### 関連事業

- ◎ ゆとり生活創造センター管理運営費〔地域活力創造課〕
- ◎ 協働を支える基盤整備事業〔地域活力創造課〕

## ② 國際的視野を持った活動への支援

男女共同参画の推進には、国際規範の遵守や海外の取組の評価などの視点が必要であり、国際社会における男女共同参画の状況をふまえ、国際的な視野を持った活動を支援します。

### 関連事業

- ◎ 多文化共生総合対策事業（多文化共生推進事業、AKITA留学生交流サポート事業）、国際化戦略推進事業（外国青年招致事業、ロシア友好交流事業、中国天津友好交流事業、南米ネットワーク構築事業）〔国際課〕
- ◎ 国際理解教育の充実、あきた発！英語コミュニケーション能力育成事業（英語を学ぶ環境整備事業）、語学指導を行う外国青年の招致〔高校教育課〕

## ③ 地域において推進役となる人材の養成

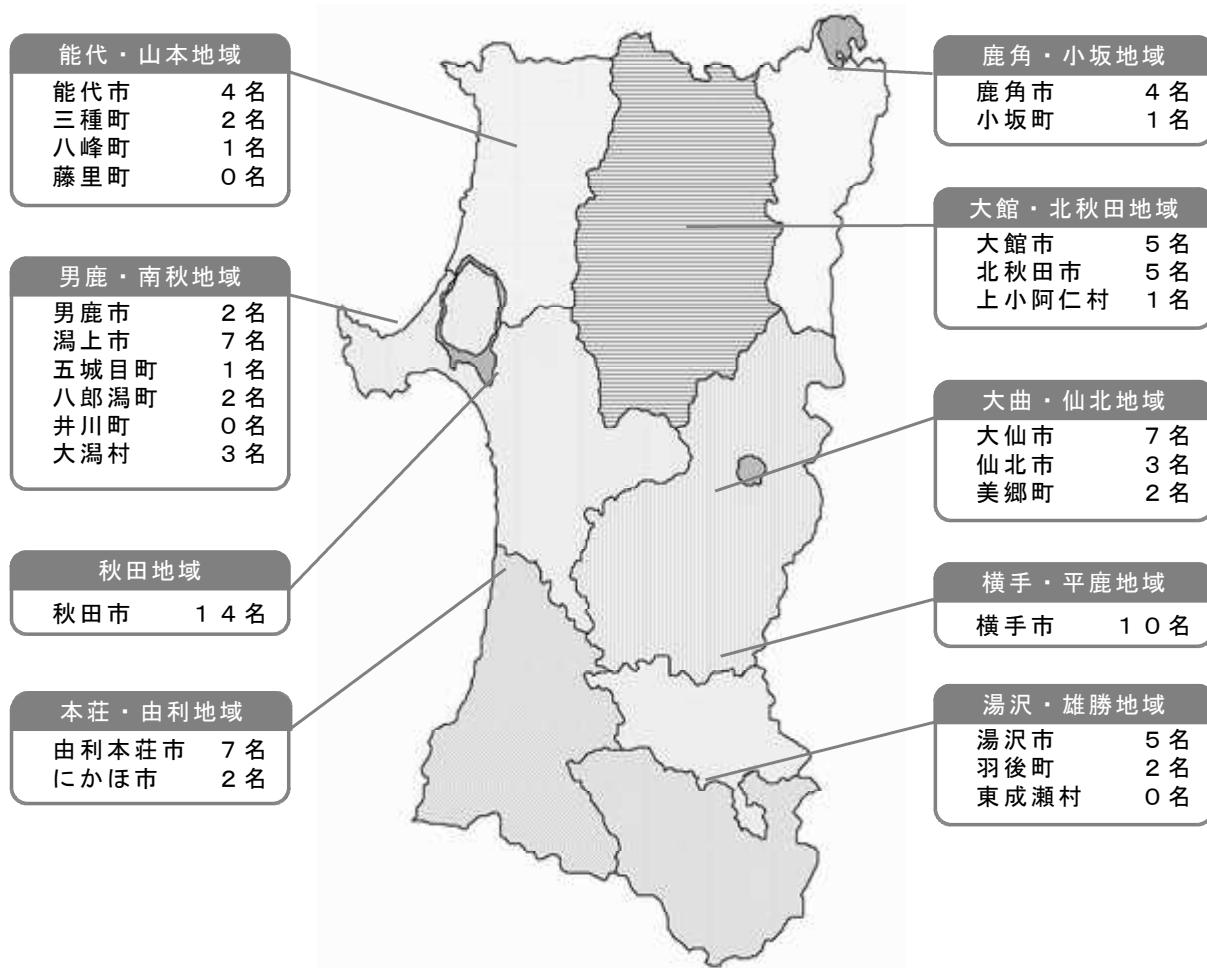
あきたF・F推進員の資質の向上と地域の中での積極的な活用を図り、男女がともに仕事、家庭、地域活動に参画できる地域の環境づくりを推進します。

### 関連事業

- ◎ 男女共同参画推進事業（地域連携ネットワーク推進事業）〔男女共同参画課〕

■あきたF・F推進員

あきたF・F推進員は、地域での男女共同参画推進の中心的役割を担う人材として、県が平成13年度からの年次計画で人材養成している推進員のことと、平成26年3月31日現在で90名が活躍しています。



(単位：人)

各年度毎登録者数												H25年度末 登録者数
H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	
30	21	27	0	4	8	7	11	8	9	6	6	90

注：「F・F」とは、フィフティ・フィフティ (Fifty-Fifty) の頭文字を取った造語で、男女が共同参画することを象徴しています。

資料出所：県男女共同参画課

## 施策の方向（2）市町村への支援

県民一丸となった取組に向け、地域住民の男女共同参画意識を底上げしていくよう、市町村に対する支援を進めていきます。

### ① 市町村男女共同参画計画の策定及び推進

男女共同参画の推進を図るために市町村計画の策定が重要であることから、県はその策定を支援するとともに、計画に基づく具体的な施策の推進が行われるよう必要な協力をします。

#### 【市町村男女共同参画計画策定】

秋田県の市町村の男女共同参画計画の策定状況は、平成19年11月に全国で初めて100%を達成しました。その後、未更新の市町村に対して策定を支援しています。

資料出所：県男女共同参画課

No	指標	目標値	実績値	達成率
31	市町村男女共同参画計画策定率 (%)	100.0	92.0	92.0%

#### 関連事業

- ◎ 市町村男女共同参画計画の推進〔男女共同参画課〕

### ② 市町村の推進体制の充実

地域住民が、男女共同参画についての地域課題を市町村に相談できるよう、市町村における担当窓口を明確にするとともに、担当職員の研修等について支援します。また、市町村においてあきたF・F推進員の活用を促し、住民レベルでの男女共同参画を進めます。

#### 関連事業

- ◎ 市町村の推進状況調査〔男女共同参画課〕
- ◎ あきたF・F推進員派遣事業〔男女共同参画課〕

### 施策の方向（3）男女共同参画センターを核とした地域ネットワークの構築

男女共同参画社会の推進のために、県民自らによる実践活動を進めるため、各男女共同参画センターを拠点として、市町村、あきたF・F推進員、関係団体、地域振興局などとのネットワークづくりを支援します。

#### ① 男女共同参画センターの役割強化

男女共同参画センターの主な役割（男女共同参画社会の形成に関する情報の提供、研修の機会提供、団体等の交流その他の活動の支援）に加え、地域ネットワークの形成を支援する役割を強化します。

No	指 標	目標値	実績値	達成率
32	男女共同参画センターの利用登録団体の数（件）	460	425	92.4%

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
センター登録団体の数の推移（件）	303	321	342	360	392	425
達成率（%）	—	—	—	78.3%	85.2%	92.4%

#### 関連事業

##### ◎ 男女共同参画センター事業〔男女共同参画課〕

- ・男女共同参画社会の実現に向けた県民等の自主的な活動や交流を支援するため、学習・研修の機会や情報の提供を行うとともに、託児や相談機能を備えた男女共同参画センターを運営しました。

#### ② 地域ネットワークの構築と取組の推進

男女共同参画を県民主体で進めていくことに向けては、あきたF・F推進員、各種団体、市町村などの主体がネットワークを構築し、それぞれの情報を共有し、活動を結びつけていくことが、地域課題の発掘や県民主体となった活動の場づくりの点で効果的です。

そこで、県内3カ所の男女共同参画センターを核として地域ネットワークを構築し、あきたF・F推進員を活用した事業連携等の取組を進めます。

#### 関連事業

##### ◎ 男女共同参画推進事業（地域連携ネットワーク会議）〔男女共同参画課〕

## Ⅱ 市町村及び男女共同参画センターの状況

## 1 市町村の状況

### 市町村の男女共同参画推進体制について

県では、市町村における男女共同参画の取組を促進するため、その基本方針となる男女共同参画計画の策定を働きかけてきました。その結果、各市町村の努力により、平成19年度に全ての市町村で計画が策定されました。しかし、現在は1つの町で計画期間が終了したもののが更新がされず、計画が失効しています。今後、期間満了となる市町村が増えることから、計画策定をきっかけに、市町村の男女共同参画が推進されるよう支援します。

また、庁内推進体制や諮問機関、活動拠点などの整備、条例の制定及び男女共同参画都市宣言など、独自の体制づくりを進めている市町村も見られます。

今後は、これらの体制や施設等を活かし、住民との協働による施策の推進が期待されます。

### ■ 市町村の男女共同参画推進体制状況一覧（平成26年4月1日現在）

市町村名	① 条例 の 制 定	② へ計 ※画 1の ～策 定	③ の員審 登へ議 用の会 目女等 標性委	④ 宣画男 言に女 関共 す同 る参	⑤ 2確所化 管課 ～の明	⑥ 議庁 （内 ※連 3絡 ）会	⑦ 懇詒問 機 会等 関、	⑧ 施た画男 設め・女 の女共 総性同 合の参
鹿角市		○	○				○	○
小坂町		○	○					
大館市			○					
北秋田市		○				○		○
上小阿仁村		○				○	○	
能代市		○	○	○			○	○
藤里町		○	○					
三種町		○	○			○	○	
八峰町		○	○				○	
秋田市		○	○				○	
男鹿市		○	○	○			○	○
潟上市	○	○	○	○		○	○	○
五城目町								
八郎潟町		○						
井川町		○						
大潟村		○	○				○	○
由利本荘市	○	○		○			○	○
にかほ市		○	○	○		○	○	
大仙市	○	○	○	○	○	○	○	○
仙北市		○	○				○	○
美郷町		○					○	
横手市		○	○	○	○	○	○	
湯沢市	○	○	○		○	○	○	○
羽後町		○		○			○	
東成瀬村		○	○					
計	4	23	17	8	3	8	17	10

※1…大館市は平成26年7月、五城目町は平成26年9月に策定。

※2…「所管課の明確化」とは、『男女共同参画、女性等を名称に冠し、専ら男女共同参画に関する事務を所掌している課（室）であること』を意味する。

※3…「府内連絡会議」とは、『国の「男女共同参画推進本部」に相当する府内の連絡会議』を意味する。

## (1) 男女共同参画に関する条例の制定

県内の市町村で、男女共同参画に関する条例を制定しているのは、平成26年4月現在、潟上市、大仙市、由利本荘市及び湯沢市の4市となっています。

市町村名	条例名称	交付日	施行日
潟上市	潟上市男女共同参画推進条例～ハートフルかたがみ条例	H18.03.28	H18.03.28
大仙市	大仙市男女共同参画推進条例	H20.09.24	H20.10.01
由利本荘市	由利本荘市男女共同参画推進条例	H21.04.01	H21.04.01
湯沢市	湯沢市男女共同参画推進条例	H25.04.01	H25.04.01
計	4市		

資料出所：県男女共同参画課

## (2) 男女共同参画に関する計画の策定

平成19年度中（平成19年11月）に全国で初めて全市町村が男女共同参画計画を策定しました。

市町村名	計画名称	策定期間	策定期間
鹿角市	第2次鹿角市男女共同参画計画	23年 3月	H23年度～H27年度
小坂町	小坂町男女共同参画計画	19年 5月	H19年度～H28年度
大館市	第2次大館市男女共同参画社会推進計画	26年 7月	H26年度～H31年度
北秋田市	北秋田市男女共同参画計画	18年 3月	H18年度～H27年度
上小阿仁村	上小阿仁村男女共同参画計画	26年 3月	H26年度～H30年度
能代市	能代市男女共同参画計画	19年 11月	H20年度～H29年度
藤里町	藤里町男女共同参画社会づくり基本計画	18年 3月	H18年度～H27年度
三種町	第2次三種町男女共同参画計画	24年 3月	H24年度～H28年度
八峰町	八峰町男女共同参画基本計画	24年 3月	H24年度～H28年度
秋田市	第4次秋田市男女共生社会への市民行動計画	25年 3月	H25年度～H29年度
男鹿市	第2次男鹿市男女共同参画計画	24年 3月	H24年度～H27年度
潟上市	第2次潟上市男女共同参画推進計画	23年 9月	H23年度～H27年度
五城目町	五城目町男女共同参画計画	26年 9月	H26年度～H30年度
八郎潟町	「新」八郎潟町男女共同参画計画	24年 3月	H24年度～H28年度
井川町	井川町男女共同参画計画	26年 3月	H26年度～H30年度
大潟村	第2次大潟村男女共同参画社会行動計画	22年 4月	H22年度～H26年度
由利本荘市	第2次由利本荘市男女共同参画計画	23年 2月	H23年度～H27年度
にかほ市	第2次にかほ市男女共同参画計画	24年 3月	H24年度～H28年度
大仙市	大仙市男女共同参画プラン	17年 10月	H17年度～H26年度
仙北市	第二次仙北市男女共同参画計画	24年 4月	H24年度～H28年度
美郷町	美郷町男女共同参画「みさと計画」	17年 12月	H17年度～H26年度
横手市	横手市男女共同参画行動計画	23年 3月	H23年度～H27年度
湯沢市	湯沢市第2次男女共同参画計画	22年 3月	H23年度～H27年度
羽後町	第3次男女共同参画社会推進計画	26年 3月	H26年度～H30年度
東成瀬村	東成瀬村男女共同参画計画	26年 3月	H26年度～H35年度
計	25市町村		

注：計画名称の副題は省略

資料出所：県男女共同参画課

## ● 市町村及び男女共同参画センターの状況 ●

### (3) 審議会等への女性委員の登用目標の設定

審議会等への女性の参画を促進するため、17市町村（11市4町2村）が、女性委員の登用について数値目標を設定しています。

市町村名	目標年度	目標値	H26.04.01現在
鹿角市	H27年度	30.0%	23.4%
小坂町	H27年度	30.0%	14.7%
大館市	H27年度	33.0%	18.3%
能代市	H29年度	45.0%	24.8%
藤里町	H27年度	40.0%	15.2%
三種町	H27年度	30.0%	17.3%
八峰町	H27年度	50.0%	37.5%
秋田市	期限なし	50.0%	34.1%
男鹿市	H27年度	40.0%	25.7%
潟上市	H27年度	50.0%	34.2%
大潟村	H26年度	30.0%	23.4%
にかほ市	H28年度	50.0%	38.1%
大仙市	H26年度	40.0%	34.1%
仙北市	H27年度	30.0%	20.5%
横手市	H27年度	40.0%	26.2%
湯沢市	H27年度	40.0%	37.9%
東成瀬村	H35年度	40.0%	24.2%
計	17市町村		

### (4) 男女共同参画に関する宣言の状況

能代市、男鹿市、潟上市、大仙市及び横手市は、内閣府男女共同参画局が実施している「男女共同参画宣言都市奨励事業」により、男女共同参画都市を宣言しました。また、国の事業とは別に、羽後町は独自に「羽後町女性議会宣言」を、由利本荘市は「由利本荘市男女共同参画宣言」を、にかほ市は「にかほ市男女共同参画都市宣言」を行っています。

市町村名	宣言名称	宣言年月日
能代市	能代市男女共同参画宣言	H22.11.03
男鹿市	男鹿市男女共同参画都市宣言	H24.03.20
潟上市	男女共同参画かたがみ宣言	H18.06.23
由利本荘市	由利本荘市男女共同参画宣言	H21.04.01
にかほ市	にかほ市男女共同参画都市宣言	H23.06.01
大仙市	大仙市男女共同参画都市宣言	H19.11.17
横手市	横手市男女共同参画都市宣言	H20.10.04
羽後町	羽後町女性議会宣言	H13.09.30
計	8市町	

### (5) 所管課の明確化

「男女共同参画」、「女性」等を名称に冠し、専ら男女共同参画に関する事務を所掌している課（室）を設置しているのは、大仙市、横手市及び湯沢市の3市です。

市町村名	部	課・室名称
大仙市	企画部	男女共同参画・交流推進課
横手市	総務企画部	男女共同参画・市民協働推進室
湯沢市	総務企画部	企画課男女共同参画・少子化対策室
計		3市

資料出所：県男女共同参画課

## (6) 庁内連絡会議と諮問機関・懇談会等の設置

国では、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、内閣に男女共同参画推進本部を設置しています。県内市町村でこれに相当する庁内連絡会議を設置しているのは、平成26年4月1日現在、8市町村（6市1町1村）です。

また、男女共同参画に関する重要事項を調査審議するための諮問機関、懇談会等（国の旧「男女共同参画審議会」に相当）を設置している市町村は、平成26年4月1日現在、17市町村（11市4町2村）です。

市町村名	庁内連絡会議	諮問機関・懇談会等
鹿角市		鹿角市男女共同参画推進会議
小坂町		
大館市		
北秋田市	北秋田市男女共同参画庁内会議	
上小阿仁村	上小阿仁村男女共同参画推進本部	上小阿仁村男女共同参画計画推進委員会
能代市		能代市男女共同参画推進委員会
藤里町		
三種町	三種町男女共同参画推進本部	三種町男女共同参画審議会
八峰町		八峰町男女共同参画審議会
秋田市		秋田市男女共生推進会議
男鹿市		男鹿市男女共同参画懇話会
潟上市	潟上市男女共同参画推進本部	潟上市男女共同参画推進審議会
五城目町		
八郎潟町		
井川町		
大潟村		大潟村男女共同参画推進委員会
由利本荘市		由利本荘市男女共同参画推進協議会
にかほ市	にかほ市男女共同参画推進本部	にかほ市男女共同参画懇話会
大仙市	男女共同参画庁内推進会議	男女共同参画審議会
仙北市		仙北市男女共同参画推進委員会
美郷町		美郷町男女共同参画住民懇話会
横手市	横手市男女共同参画推進委員会	横手市男女共同参画推進協議会
湯沢市	湯沢市男女共同参画および少子化対策推進委員会	湯沢市男女共同参画推進協議会
羽後町		羽後町男女共同参画社会推進委員会
東成瀬村		
計	8市町村	17市町村

資料出所：県男女共同参画課

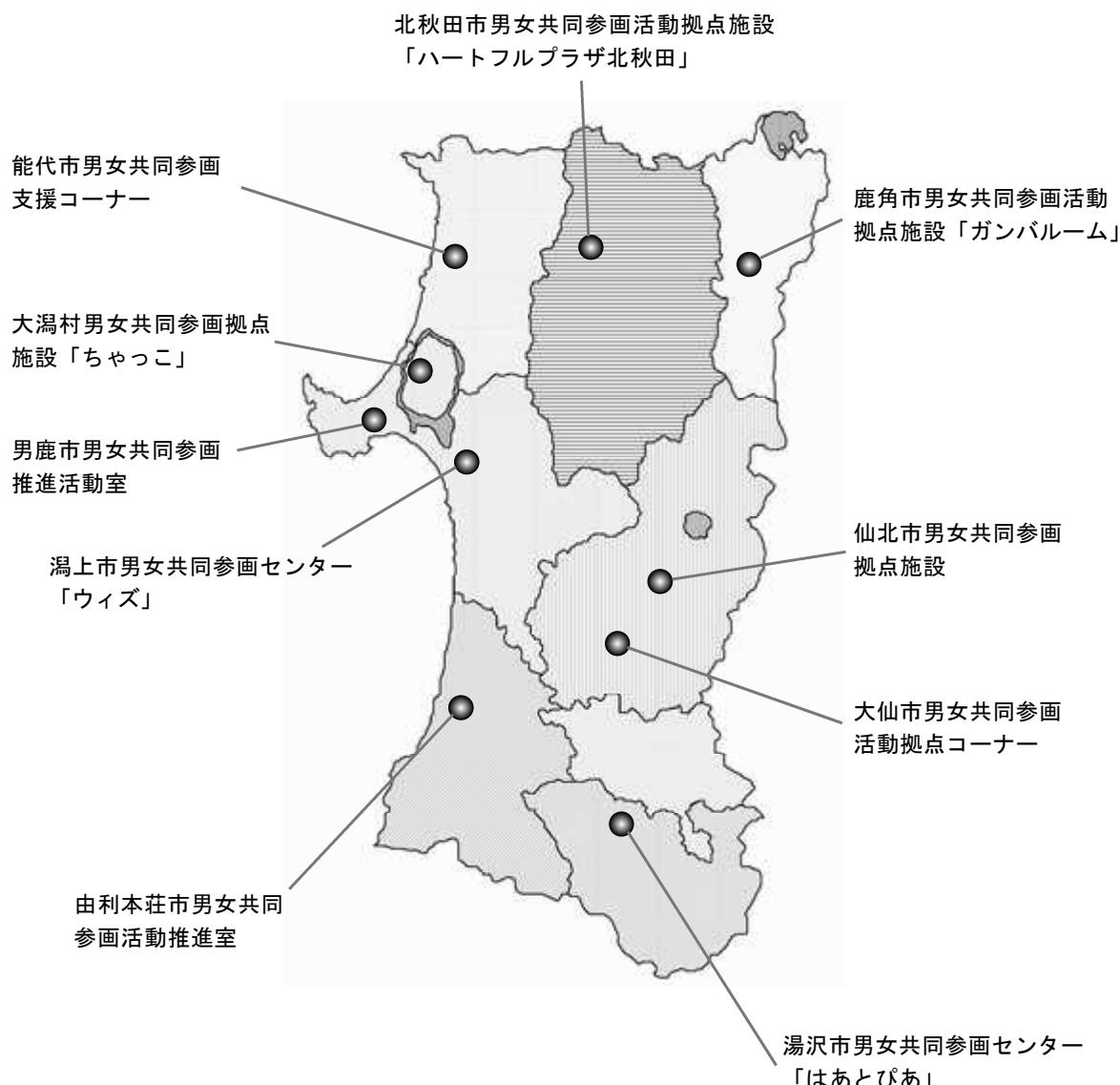
(7) 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

平成26年4月1日現在、10市町村（9市1村）で男女共同参画や女性のための諸活動を総合的に行う施設が設置されています。

これは、平成16・17年度に県が実施した「男女共同参画活動拠点拡充事業」において、男女共同参画推進のための活動拠点整備を各市町村に働きかけ、設置されたものです。

市町村名	施設名称
鹿角市	男女共同参画活動拠点施設 「ガンバーム」
北秋田市	北秋田市男女共同参画活動拠点施設 「ハートフルプラザ北秋田」
能代市	能代市男女共同参画支援コーナー
男鹿市	男鹿市男女共同参画推進活動室
潟上市	潟上市男女共同参画センター 「ウィズ」
大潟村	大潟村男女共同参画拠点施設 「ちゃっこ」
由利本荘市	男女共同参画活動推進室
大仙市	男女共同参画活動拠点コーナー
仙北市	仙北市男女共同参画拠点施設
湯沢市	湯沢市男女共同参画センター 「はあとぴあ」
計	10市町村（施設）

資料出所：県男女共同参画課



■ 男女共同参画活動拠点施設の概要

市町村名	鹿角市	北秋田市	能代市	男鹿市	潟上市
拠点施設名	男女共同参画拠点施設『ガンバーム』	男女共同参画活動拠点施設『ハートフルプラザ北秋田』	男女共同参画支援コーナー	男女共同参画推進活動室	男女共同参画活動拠点施設『ウィズ』
住所	鹿角市花輪字柳田36	北秋田市材木町2-2	能代市追分町4-26	男鹿市船川港比詰字大沢田44-4	潟上市昭和大久保字元木田152
入居建物	花輪市民センター	北秋田市交流センター	能代市勤労青少年ホーム	船川北公民館	潟上市男女共同参画センター「ウィズ」
整備面積	20.00m <sup>2</sup>	51.50m <sup>2</sup>	10.69m <sup>2</sup>	147.90m <sup>2</sup>	86.10m <sup>2</sup>
開設年月日	H17.3.14	H18.4.1	H16.11.1	H17.2.1	H18.3.28
開館時間	9:00~22:00	8:30~21:00	9:00~22:00	9:00~21:00	9:00~21:30
休館日	年末年始	年末年始	日曜日、祝日、年末年始	年末年始	第2月曜日、年末年始
提供機能	情報検索、事務機器 テーブル・椅子 黒板、テレビ、コピー機 他	テーブル・椅子、TV、DVD、図書	情報検索、事務機器 テーブル・椅子 ロッカー	事務機器 テーブル・椅子 託児	情報検索、事務機器 テーブル・椅子、託児、TV、印刷機、コピー機、図書
管理組織	花輪地域づくり協議会	北秋田市文化会館職員	NPO法人あきた市民政策支援ネットワーク	船川北公民館職員2名	企画政策課1名 鍵は昭和公民館で保管・管理

市町村名	大潟村	由利本荘市	大仙市	仙北市	湯沢市
拠点施設名	男女共同参画活動拠点施設『ちやっこ』	男女共同参画推進活動室	男女共同参画活動拠点コーナー	男女共同参画活動拠点施設	男女共同参画センター『はあとびあ』
住所	南秋田郡大潟村字中央1-21	由利本荘市上大野16	大仙市大曲通町8-36	仙北市角館町中菅沢77-30	湯沢市柳町2-1-39
入居建物	大潟村公民館	由利本荘市市民交流学習センター	市民活動交流拠点センター(Anbee大曲)	仙北市角館交流センター	湯沢市男女共同参画センター『はあとびあ』
整備面積	68.00m <sup>2</sup>	25.36m <sup>2</sup>	10.80m <sup>2</sup>	76.70m <sup>2</sup>	563.28m <sup>2</sup>
開設年月日	H18.3.1	H16.10.26	H26.4.1	H18.3.31	H18.4.1
開館時間	(月) 9:00~17:00 (火~日) 9:00~21:00	9:00~22:00	9:00~19:00	9:00~21:00	13:00~21:00
休館日	年末年始	月曜日、年末年始	1月1日、12月31日	第2、第4月曜日	年末年始
提供機能	情報検索、事務機器 テーブル・椅子	情報検索、事務機器 テーブル・椅子	情報検索、事務機器、ミーティング用テーブル、椅子	事務機器 テーブル・椅子	情報検索、事務機器 テーブル・椅子、託児、印刷機・コピー機、AV資料、図書
管理組織	公民館職員5名	市民交流学習センター職員3名(利用受付、備品の保守管理)	男女共同参画・交流推進課(職員非常駐)	広域交流センター職員1~2名	はあとびあ連絡協議会5名

■ 男女共同参画活動拠点施設の利用状況（利用登録団体等数の推移）

市町村名	H20年度		H21年度		H22年度		H23年度		H24年度		H25年度	
	団体	個人										
鹿角市	90		90		90		90		90		90	
北秋田市	17		20		20		21		21		21	
能代市												
男鹿市	3	2	5	81	6	81	3	154	4	138	5	85
潟上市							1		3		3	1
大潟村	17		17		17		17		17		17	
由利本荘市	10		10		10		10		11		11	
大仙市	52		59		59		66		66		77	
仙北市	2		2		2		2		1		2	
湯沢市	91	147	132	244	130	241	204	297	232	284	248	331
計	282	149	335	325	334	322	414	451	445	422	474	417

資料出所：県男女共同参画課

市町村の男女共同参画の推進状況について

(1) 市町村の委員会・審議会等への女性委員の参画状況（平成26年4月1日現在）

地方公共団体の審議会や委員会等は、地方自治法に基づいて設置されています。このうち「第180条の5に基づく委員会」には、教育委員会や選挙管理委員会、人事委員会（又は公平委員会）など、普通地方公共団体に置かなければならない委員会が該当します。

これに対し、「第202条の3に基づく審議会」には、法律や条例等に基づいて、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う附属機関が該当します。（例：男女共同参画審議会）

「第202条の3に基づく審議会」への女性委員の参画率については、市町村全体で23.4%、市部で24.6%、町村部で19.5%、比率が30%を超えていたのは2市となっています。

「第180条の5に基づく委員会」への女性委員の参画率については、市町村全体で10.4%、市部で9.8%、町村部が11.3%で、比率が30%を超えていた市町村はありません。

市町村名	地方自治法202条の3に基づく審議会等			地方自治法180条の5に基づく委員会等		
	委員総数 (人)	うち女性数 (人)	女性割合 (%)	委員総数 (人)	うち女性数 (人)	女性割合 (%)
鹿角市	230	47	20.4	34	4	11.8
大館市	461	94	20.4	48	5	10.4
北秋田市	354	70	19.8	52	4	7.7
能代市	505	167	33.1	45	5	11.1
秋田市	734	183	24.9	53	8	15.1
男鹿市	252	54	21.4	37	3	8.1
潟上市	276	75	27.2	36	3	8.3
由利本荘市	667	168	25.2	57	3	5.3
にかほ市	176	58	33.0	38	8	21.1
大仙市	680	178	26.2	62	3	4.8
仙北市	270	49	18.1	45	2	4.4
横手市	667	174	26.1	65	8	12.3
湯沢市	353	67	19.0	48	5	10.4
市部	5,625	1,384	24.6	620	61	9.8
小坂町	41	5	12.2	27	5	18.5
上小阿仁村	187	33	17.6	21	3	14.3
藤里町	169	27	16.0	28	3	10.7
三種町	226	42	18.6	34	3	8.8
八峰町	119	23	19.3	32	5	15.6
五城目町	188	21	11.2	32	3	9.4
八郎潟町	102	26	25.5	26	1	3.8
井川町	102	20	19.6	26	3	11.5
大潟村	133	28	21.1	29	3	10.3
美郷町	164	25	15.2	30	3	10.0
羽後町	216	64	29.6	34	2	5.9
東成瀬村	137	34	24.8	27	5	18.5
町村部	1,784	348	19.5	346	39	11.3
計	7,409	1,732	23.4	966	100	10.4

資料出所：県男女共同参画課

## (2) 市町村議会における女性議員の状況（平成26年4月1日現在）

県内の市町村議会における女性議員の割合は、市部・町村部とともに7.6%となっており、秋田県議会の13.6%と比べて低い割合となっています。

また、女性議員が1人もいない市町村が1市3町となっています。

市町村名	議員総数 (人)	うち女性 (人)	女性割合 (%)	女性議員氏名（敬称略、五十音順）			
鹿角市	19	1	5.3	吉村アイ			
大館市	28	2	7.1	笛島愛子	相馬エミ子		
北秋田市	20	4	20.0	久留嶋範子	佐藤光子	中島洋子	三浦倫美
能代市	25	3	12.0	菊地時子	信太和子	渡辺優子	
秋田市	39	5	12.8	加賀屋千鶴子	佐藤純子	成沢淳子	堀井明美
				見上万里子			
男鹿市	20	0	0.0				
潟上市	20	1	5.0	菅原理恵子			
由利本荘市	26	2	7.7	高橋和子	吉田朋子		
にかほ市	19	1	5.3	伊東温子			
大仙市	28	1	3.6	佐藤文子			
仙北市	22	1	4.6	平岡裕子			
横手市	26	2	7.7	立身万千子	土田百合子		
湯沢市	22	1	4.6	半田孝子			
市部	314	24	7.6				
小坂町	12	1	8.3	本田佳子			
上小阿仁村	7	1	14.3	齊藤鉄子			
藤里町	10	0	0.0				
三種町	19	2	10.5	後藤栄美子	堺谷房子		
八峰町	14	2	14.3	丸山あつ子	見上政子		
五城目町	16	1	6.3	畠澤洋子			
八郎潟町	12	1	8.3	北嶋賢子			
井川町	12	0	0.0				
大潟村	12	2	16.7	川崎幸江	菅原アキ子		
美郷町	18	1	5.6	泉美和子			
羽後町	16	0	0.0				
東成瀬村	10	1	10.0	谷藤怜子			
町村部	158	12	7.6				
計	472	36	7.6				

<参考>県議会における女性議員の状況（平成26年4月1日現在）

秋田県議会	44	6	13.6	石川ひとみ 原幸子	小田美恵子 丸の内くるみ	加藤麻里	こだま祥子
-------	----	---	------	--------------	-----------------	------	-------

資料出所：県男女共同参画課

● 市町村及び男女共同参画センターの状況 ●

(3) 市町村における管理職に占める女性の割合（平成26年4月1日現在）

市町村における管理職（課長級以上）に占める女性の割合は、市部が12.5%、町村部が7.7%、合計11.7%となっています。

このうち、一般行政職における管理職（課長級以上）に占める女性の割合は、市部が10.0%、町村部が5.5%、合計9.2%となっています。

市町村名	管理職全体			うち一般行政職		
	職員数 (人)	うち女性数 (人)	女性割合 (%)	職員数 (人)	うち女性数 (人)	女性割合 (%)
鹿角市	40	4	10.0	39	3	7.7
大館市	51	4	7.8	39	4	10.3
北秋田市	40	1	2.5	34	1	2.9
能代市	56	6	10.7	55	5	9.1
秋田市	248	21	8.5	202	19	9.4
男鹿市	89	17	19.1	59	12	20.3
潟上市	38	10	26.3	26	1	3.8
由利本荘市	137	9	6.6	103	7	6.8
にかほ市	56	7	12.5	40	6	15.0
大仙市	149	21	14.1	147	20	13.6
仙北市	53	6	11.3	53	6	11.3
横手市	189	41	21.7	143	12	8.4
湯沢市	53	3	5.7	52	3	5.8
市部	1,199	150	12.5	992	99	10.0
小坂町	7	0	0.0	7	0	0.0
上小阿仁村	8	0	0.0	8	0	0.0
藤里町	8	0	0.0	8	0	0.0
三種町	50	4	8.0	49	3	6.1
八峰町	17	1	5.9	17	1	5.9
五城目町	21	0	0.0	20	0	0.0
八郎潟町	10	0	0.0	10	0	0.0
井川町	5	0	0.0	5	0	0.0
大潟村	8	1	12.5	8	1	12.5
美郷町	18	0	0.0	18	0	0.0
羽後町	72	10	13.9	58	5	8.6
東成瀬村	11	2	18.2	11	2	18.2
町村部	235	18	7.7	219	12	5.5
計	1,434	168	11.7	1,211	111	9.2

資料出所：県男女共同参画課

## (4) 市町村職員の平成26年度採用状況（平成26年4月1日現在）

市町村職員の平成26年度採用者に占める女性の割合は、市部が38.3%、町村部が42.1%、合計38.7%となっています。

また、内訳としては、一般行政職が35.5%、専門職が44.1%となっています。

市町村名	合 計			一般行政職			専門職		
	採用数 (人)	うち女性 (人)	女性割合 (%)	採用数 (人)	うち女性 (人)	女性割合 (%)	採用数 (人)	うち女性 (人)	女性割合 (%)
鹿角市	8	5	62.5	6	5	83.3	2	0	0.0
大館市	22	6	27.3	18	6	33.3	4	0	0.0
北秋田市	20	4	20.0	13	4	30.8	7	0	0.0
能代市	16	3	18.8	16	3	18.8	0	0	—
秋田市	74	27	36.5	46	15	32.6	28	12	42.9
男鹿市	19	8	42.1	9	2	22.2	10	6	60.0
潟上市	10	8	80.0	6	4	66.7	4	4	100.0
由利本荘市	47	15	31.9	22	8	36.4	25	7	28.0
にかほ市	13	5	38.5	7	4	57.1	6	1	16.7
大仙市	21	11	52.4	18	8	44.4	3	3	100.0
仙北市	11	5	45.5	6	1	16.7	5	4	80.0
横手市	58	25	43.1	28	8	28.6	30	17	56.7
湯沢市	10	4	40.0	10	4	40.0	0	0	—
市部	329	126	38.3	205	72	35.1	124	54	43.5
小坂町	4	2	50.0	3	2	66.7	1	0	0.0
上小阿仁村	1	0	0.0	1	0	0.0	0	0	—
藤里町	0	0	—	0	0	—	0	0	—
三種町	5	2	40.0	4	1	25.0	1	1	100.0
八峰町	1	0	0.0	1	0	0.0	0	0	—
五城目町	5	0	0.0	1	0	0.0	4	0	0.0
八郎潟町	2	1	50.0	2	1	50.0	0	0	—
井川町	2	1	50.0	1	0	0.0	1	1	100.0
大潟村	5	3	60.0	4	2	50.0	1	1	100.0
美郷町	4	2	50.0	4	2	50.0	0	0	—
羽後町	8	4	50.0	4	1	25.0	4	3	75.0
東成瀬村	1	1	100.0	1	1	100.0	0	0	—
町村部	38	16	42.1	26	10	38.5	12	6	50.0
計	367	142	38.7	231	82	35.5	136	60	44.1

資料出所：県男女共同参画課

● 市町村及び男女共同参画センターの状況 ●

(5) 法律に基づいて設置されている委員、相談員に占める女性の割合（平成26年4月1日現在）

法律に基づいて設置されている委員、相談員に占める女性の割合は、民生・児童委員が54.8%、人権擁護委員が48.2%、行政相談委員が33.7%、社会教育委員が38.6%となっています。

市町村名	民生・児童委員			人権擁護委員			行政相談委員			社会教育委員		
	総数 (人)	うち女性 (人)	女性割合 (%)									
鹿角市	123	67	54.5	9	4	44.4	3	2	66.7	10	2	20.0
小坂町	32	21	65.6	4	3	75.0	1	0	0.0	10	5	50.0
大館市	272	162	59.6	18	12	66.7	4	1	25.0	10	4	40.0
北秋田市	141	89	63.1	14	7	50.0	4	2	50.0	11	4	36.4
上小阿仁村	14	8	57.1	2	0	0.0	1	0	0.0	9	4	44.4
能代市	177	92	52.0	14	6	42.9	3	0	0.0	11	4	36.4
藤里町	18	7	38.9	2	1	50.0	1	0	0.0	9	3	33.3
三種町	73	50	68.5	9	3	33.3	3	2	66.7	16	3	18.8
八峰町	38	29	76.3	6	4	66.7	2	1	50.0	10	2	20.0
秋田市	704	379	53.8	19	10	52.6	7	4	57.1	10	5	50.0
男鹿市	129	77	59.7	10	4	40.0	3	1	33.3	7	3	42.9
潟上市	82	61	74.4	8	3	37.5	3	1	33.3	10	6	60.0
五城目町	54	27	50.0	5	2	40.0	1	0	0.0	7	2	28.6
八郎潟町	20	7	35.0	3	2	66.7	1	1	100.0	6	2	33.3
井川町	22	12	54.5	3	1	33.3	1	0	0.0	7	4	57.1
大潟村	8	4	50.0	3	1	33.3	1	1	100.0	7	2	28.6
由利本荘市	282	147	52.1	22	11	50.0	9	3	33.3	19	7	36.8
にかほ市	82	44	53.7	8	4	50.0	3	1	33.3	10	4	40.0
大仙市	263	133	50.6	24	10	41.7	9	1	11.1	17	8	47.1
仙北市	97	51	52.6	8	3	37.5	3	2	66.7	15	6	40.0
美郷町	68	34	50.0	7	3	42.9	3	2	66.7	8	3	37.5
横手市	311	151	48.6	28	12	42.9	9	2	22.2	21	10	47.6
湯沢市	200	92	46.0	14	8	57.1	5	0	0.0	8	3	37.5
羽後町	90	63	70.0	5	3	60.0	2	1	50.0	9	4	44.4
東成瀬村	17	12	70.6	2	2	100.0	1	0	0.0	10	3	30.0
計	3,317	1,819	54.8	247	119	48.2	83	28	33.7	267	103	38.6

資料出所：民生・児童委員（県福祉政策課）、人権擁護委員（秋田地方法務局人権擁護課）、行政相談委員（秋田行政評価事務所）、社会教育委員（県教育庁生涯学習課）

## 2 男女共同参画センターの状況

### (1) 設置の目的

男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動に自主的に参画する機会が確保され、かつ、共に責任を担うべき男女共同参画社会の形成を推進しようとする団体等に対し男女共同参画社会の形成に関する情報及び研修の機会を提供するとともに、その団体等の交流その他の活動を支援するため、男女共同参画センターを設置しています。

### (2) 各センターの概要

	北部男女共同参画センター	中央男女共同参画センター	南部男女共同参画センター
設 置 年 月 日	平成14年7月30日	平成13年4月1日	平成14年7月30日
所 在 地	〒017-0842 大館市馬喰町48-1	〒010-0001 秋田市中通2-3-8	〒013-0046 横手市神明町1-9
電 話 番 号	0186-49-8552	018-836-7853	0182-33-7018
F A X 番 号	0186-49-8589	018-836-7854	0182-33-7038
指 定 管 理 者	特定非営利活動法人 秋田県北N P O支援セン ター 理事長 高橋 信子	N P O法人 いきいきFネット秋田 理事長 伊藤 満	特定非営利活動法人 秋田県南N P Oセンター 理事長 飼田 一之
セ セン ター長名	長井 洋子	佐藤 加代子	藤原 恵美子
面 積 (うち研修室)	368. 05m <sup>2</sup> (59. 08m <sup>2</sup> )	765. 72m <sup>2</sup> (155. 10m <sup>2</sup> )	332. 47m <sup>2</sup> (50. 46m <sup>2</sup> )
施 設 概 要	情報交流室（貸出用図書・ビデオ、パソコン） グループ活動室（コピー機、印刷機） 交流サロン 研修室 子どもサロン（託児室） 事務室 〔中央センターは相談室、ワーキングルームを設置〕		
開 館 時 間	平日：午前9時～午後9時 土・日・祝日：午前9時～午後5時（休館日：12月29日～1月3日） <※北部、南部は毎週木曜日休館>		
研修室使用料	9～12時 410円（1, 130円） 13～17時 520円（1, 550円） 17時以降 1時間 100円（310円）	9～12時 2, 400円（7, 080円） 13～17時 3, 120円（9, 380円） 17時以降 1時間 740円（2, 300円）	9～12時 410円（1, 130円） 13～17時 520円（1, 550円） 17時以降 1時間 100円（310円）
25年度実績			
利 用 者 数	16, 716人	42, 113人	13, 764人
登 録 団 体	167団体	122団体	136団体
主 な 事 業	①男女共同参画社会づくり基礎講座 ②女性のチャレンジ等に関する事業 ③メディアリテラシー入門講座 ④子育てスキルアップ講座 ⑤ハーモニープラザまつり ⑥60歳からのパソコン講座ほか	①男女共同参画社会づくり基礎講座 ②女性チャレンジ支援講座 ③エンパワメント講演会 ④ハーモニープラザまつり ⑤男女共同さんかく塾 ⑥相談援助者サポートセミナーほか	①男女共同参画社会づくり基礎講座 ②地域サポーター養成講座 ③コミュニケーション講座 ④女性チャレンジセミナー ⑤センターまつり ⑥女性の起業に関するセミナーほか
相 談 事 業	①女性のチャレンジ相談	①一般相談（電話相談・面接相談） ②法律相談 ③女性のチャレンジ相談	①女性のチャレンジ相談

注：研修室使用料は、「男女共同参画社会の形成の推進に関して行う活動のための使用である場合」の料金。

（ ）内は「その他の場合」の料金。



### III 資 料

## 秋田県男女共同参画推進条例

### 秋田県男女共同参画推進条例のあらまし

#### 基本原理・目的

- 人はすべて、性別にかかわらず、個人として尊重され、法の下に平等でなければならない。

前文

- 男女共同参画を総合的・計画的に推進

第1条

- 性別による人権侵害の禁止

第3章

#### 基本指針

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会制度・慣行の中立化
- 3 政策立案・決定過程への共同参画
- 4 家庭生活の相互協力等
- 5 生涯を通じての健康な生活
- 6 国際協調
- 7 連携協力

第3条

#### 県の責務

- 男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む）を総合的に策定・実施

第4条

#### 事業者の努力義務

- 基本指針の尊重  
○職場環境整備への積極的取組  
○県の施策への協力

第5条

#### 県民の努力義務

- 基本指針にのっとり、男女共同参画の推進に寄与

第6条

#### 基本的施策

- 1 基本計画の策定
- 2 市町村への協力と県民等への支援
- 3 施策全般の策定等に当たっての男女共同参画が推進されるような配慮
- 4 男女間の暴力の防止
- 5 教育や広報等による啓発
- 6 男女共同参画推進月間
- 7 調査研究・年次報告

第2章

#### 推進体制

- 苦情処理体制

第4章

- 男女共同参画審議会

第5章

## ■秋田県男女共同参画推進条例

(平成十四年三月二十九日秋田県条例第十八号)

### 目次

#### 前文

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 基本的施策（第七条—第十五条）
- 第三章 性別による人権侵害の禁止（第十六条）
- 第四章 苦情の処理（第十七条・第十八条）
- 第五章 秋田県男女共同参画審議会（第十九条—第二十三条）

#### 附則

人はすべて、性別にかかわらず、個人として尊重され、法の下に平等でなければならない。しかし、性別によって役割を固定的にとらえる意識や慣行は、家庭、職場、学校、地域社会等において、今なお残されており、男女の自由な活動の選択の妨げとなっている。

一方、少子高齢化の進展、人口の減少等の社会情勢の変化に伴い、自然、文化、産業、人材等あらゆる資源を有効に活用し、豊かで活力のある社会を形成していくことが求められている。

これらの課題を克服するためには、社会における制度や慣行が男女の自由な活動の選択に影響を及ぼさないようすることにより、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できる機会が確保されるよう、男女共同参画の推進を図っていくことが何よりも重要である。

ここに、男女共同参画の推進の方向を明らかにし、事業者、市町村等との協調を図りながら、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この条例は、男女共同参画に関する基本指針を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### (基本指針)

第三条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本的な指針として推進されなければならない。

- 一 男女が、性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保され、自己の意思と責任による多様な生き方を選択できることその他の男女の人権が尊重されること。
- 二 男女の社会における活動の選択に対して、社会における制度又は慣行が及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮すること。
- 三 男女が、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- 四 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動を行い、かつ、職場、地域その他の社会生活における活動を行うことができるようすること。
- 五 男女が、それぞれの身体についての特徴を理解し合うことにより、妊娠、出産等に係る相互の判断を

尊重し、生涯を通じて心身ともに健康に生活できるようにすること。

六 国際社会における取組を勘案し、その動向に配慮すること。

七 県、事業者、県民及び市町村が連携協力を図りながら、それぞれ主体的に取り組むこと。

(県の責務)

第四条 県は、前条各号に掲げる基本指針（以下「基本指針」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本指針を尊重し、当該事業者に雇用される男女が能力を十分に發揮できる環境の整備に積極的に取り組むとともに、県の施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第六条 県民は、基本指針にのっとり、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

## 第二章 基本的施策

(基本計画)

第七条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、秋田県男女共同参画審議会の意見を聴くほか、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(市町村に対する協力)

第八条 県は、市町村における男女共同参画の推進に関する計画の策定及び施策の実施について、情報の提供、助言その他の必要な協力をうるものとする。

(県民等に対する支援)

第九条 県は、県民及び民間の団体が行う男女共同参画の推進のための活動について、交流の機会の提供、情報の提供、相談その他の必要な支援を行うものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる県の施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(男女間の暴力の防止に関する取組)

第十一条 県は、配偶者間その他の男女間の暴力を防止するよう啓発、相談、被害者に対する支援その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(教育の充実等)

第十二条 県は、男女共同参画の推進に関し、学校教育その他の教育及び広報活動を通じて、事業者及び県民の理解を深めるよう適切な措置を講ずるように努めるものとする。

(男女共同参画推進月間)

第十三条 県は、県民の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動への参加を促進するため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 男女共同参画推進月間は、毎年六月とする。

(調査研究等)

第十四条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため必要な情報の収集、分析及び調査研究を行うものとする。

## (年次報告)

第十五条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関し県が講じた施策を明らかにする報告書を作成し、公表するものとする。

## 第三章 性別による人権侵害の禁止

## (性別による人権侵害の禁止)

第十六条 何人も、いかなる場合においても、配偶者間その他の男女間において暴力行為又は精神的に著しい苦痛を与える行為をしてはならない。

- 2 何人も、いかなる場合においても、性的嫌がらせ（性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応により不利益を与えることをいう。）をしてはならない。

## 第四章 苦情の処理

## (苦情の処理)

第十七条 県内に住所を有する者又は在勤し、若しくは在学する者（次条において「県民等」という。）は、前条に規定する行為その他の男女共同参画の推進を阻害する行為による被害を受けたときは、知事に対し、苦情の処理の申出をすることができる。

- 2 知事は、前項に規定する申出があったときは、関係機関と協力して当該申出に係る事項の処理に努めるものとする。
- 3 知事は、第一項に規定する申出に係る事項を処理させるため、男女共同参画苦情調整員（以下「苦情調整員」という。）を置く。
- 4 苦情調整員は、必要に応じて、第一項に規定する申出の関係者に対し、その協力を得た上で調査、指導及び助言を行うことができるものとする。

第十八条 県民等及び民間の団体は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる県の施策について苦情がある場合は、知事に申し出ることができる。

- 2 知事は、前項の規定による申出があった場合においてその処理について必要があると認めるときは、次条に規定する秋田県男女共同参画審議会に諮問するものとする。
- 3 知事は、前項の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

## 第五章 秋田県男女共同参画審議会

## (審議会の設置及び所掌事務)

第十九条 第七条第三項及び第十八条第二項の規定による諮問に応じて調査審議をさせるため、秋田県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、前項に規定する調査審議をするほか、知事の諮問に応じ男女共同参画の推進についての重要事項を調査審議するとともに、その事項に関して知事に意見を述べることができる。

## (組織及び委員の任期)

第二十条 審議会は、委員十人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

## (会長)

第二十一条 審議会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第二十二条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任規定)

第二十三条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）第十四条第一項の規定により定められた男女共同参画計画は、第七条の規定により定められた男女共同参画基本計画とみなす。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和三十一年秋田県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表中「交通安全対策会議の委員及び専門委員」を  
「交通安全対策会議の委員及び専門委員  
男女共同参画審議会の委員」

## 秋田県男女共同参画審議会

## 秋田県男女共同参画審議会委員名簿

任期：平成26年12月20日～平成28年12月19日

氏 名	所 属 等
さがわ 佐川ひとみ	office sagawa代表
しばた 柴田誠	秋田県商工会議所連合会
すずき 鈴木剛	秋田県農業協同組合中央会
のと 能登祐子	能代市上町自治会
はすぬま 蓮沼直子	秋田大学医学部
ほりうち 堀内仁	国際教養大学専門職大学院
やぎ 八木恭子	秋田県立大学システム科学技術学部
やまざき 山崎純	NPO法人子育て応援Seed
やまもと 山本尚子	山本法律事務所
わが 和賀幸雄	株式会社和賀組

(五十音順)

## 苦情処理について

県では、DVやセクシュアル・ハラスメント等で被害を受けた県民等の苦情や、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる県の施策に対する苦情について、特に苦情処理の制度を設けて、男女共同参画の推進を支えています。（秋田県男女共同参画推進条例第17条、第18条）

### （1）男女共同参画の推進を阻害する行為による被害を受けた場合（条例第17条）

#### ■ 目的

- DVやセクシュアル・ハラスメント等に代表される男女共同参画の推進を阻害する行為による人権被害は、法的手段に訴えるにはまだ抵抗感が強いなど表面に現れにくい状況にある。
- こうした男女共同参画に関する人権被害を救済するとともに、相談事業と法的手段との中間的な役割を担う制度により、苦情を訴えたり、相手方に改善を求めるこの抵抗感を少なくし、人権被害の拡大を防止する。

#### ■ 苦情処理体制

- 受付機関：男女共同参画課、中央男女共同参画センター相談室
- 処理機関：男女共同参画苦情調整員（弁護士2名、医師1名）
  - ・苦情調整員は関係機関と協力し、合議により県民等からの苦情の調整に当たる。また、申出の関係者に対し、その協力を得た上で調査、指導及び助言を行うことができる。

#### ■ これまでの申出件数

- 平成15年度に1件（職場におけるセクシュアル・ハラスメントの事案）

### （2）男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる県の施策に苦情がある場合（条例第18条）

#### ■ 目的

- 県の施策が男女共同参画社会の推進に影響を及ぼすと認められる場合の苦情について、被害の有無を問わず、県の施策を改善する措置が速やかに講じられるようにする。

例：乳幼児を連れた住民のために公園内数カ所のトイレにベビーベッドが設置されているが、女子トイレの中にいるため、男性が使うことができない。（育児は女性がするものという固定観念に立っており、子どもを遊ばせる男性に配慮していないと受け取られるかもしれない。）

内閣府「苦情処理ガイドブック」（平成25年度）から

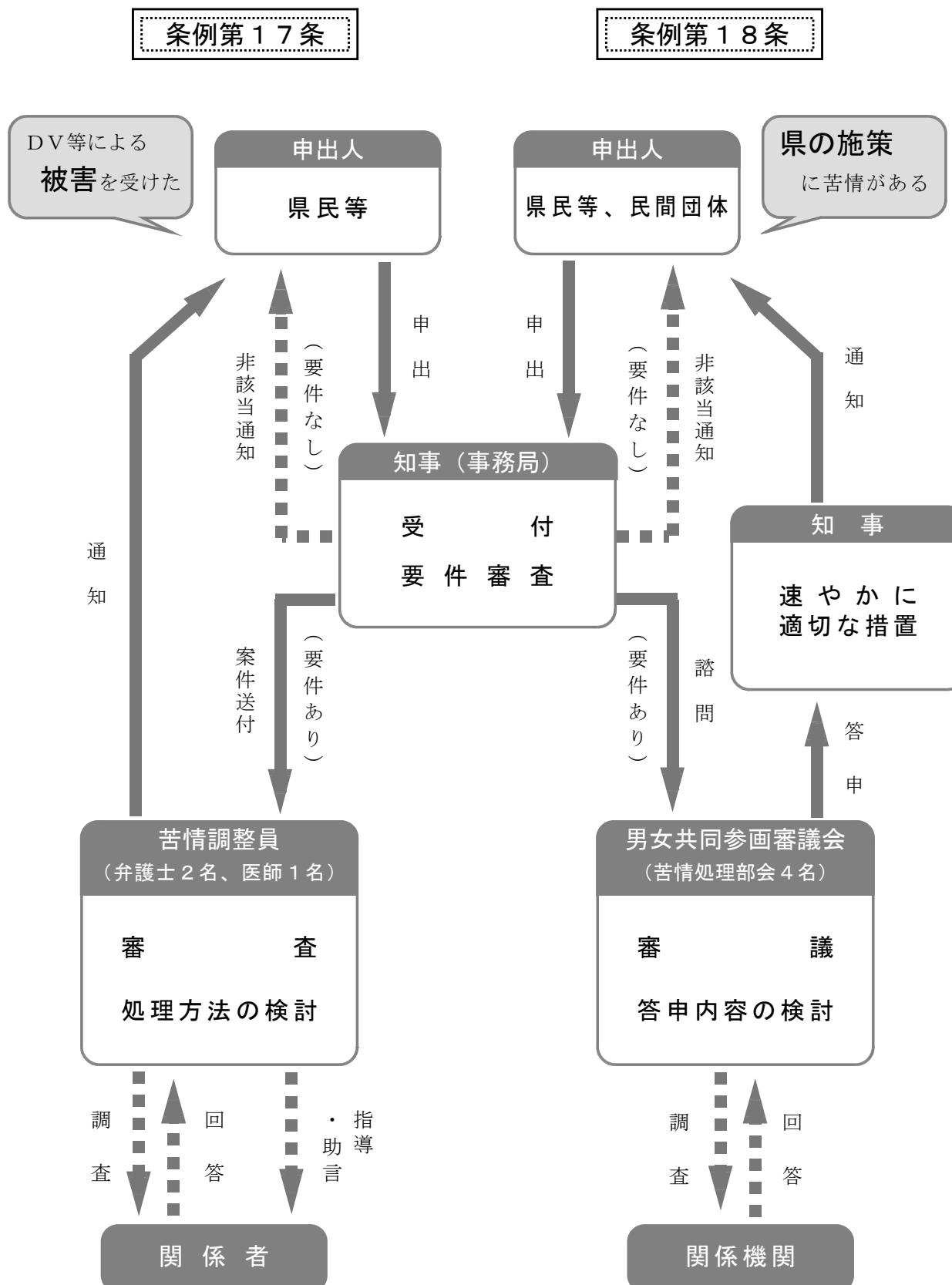
#### ■ 苦情処理体制

- 受付機関：男女共同参画課、中央男女共同参画センター相談室、各地域振興局地域企画課
- 処理機関：男女共同参画審議会（苦情処理部会）
  - ・苦情処理部会は、必要に応じて県の関係機関から事情を聴取する等調査を実施して処理方針の決定を行い、審議会会長へ報告する。審議会は苦情処理部会の報告を受けて、適切な対処方法について答申内容を決定し、知事に答申する。

#### ■ これまでの申出件数

- 平成25年3月末現在、申出の実績はない

## 男女共同参画苦情処理制度の流れ



## 秋田県の労働力の状況

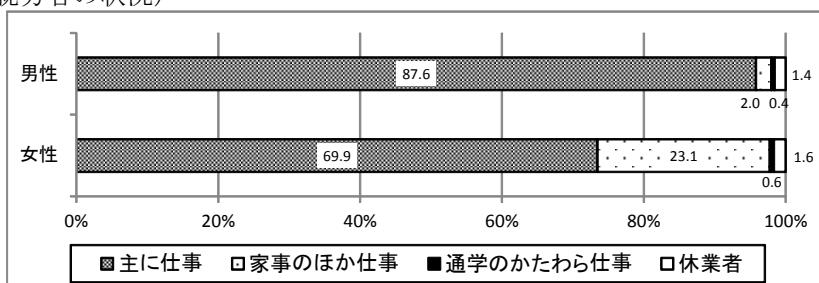
### ■ 労働力人口

	秋田県			全 国		
	15歳以上人口 (人)	労働力人口 (人)	労働力率 (%)	15歳以上人口 (人)	労働力人口 (人)	労働力率 (%)
女性	514,731	234,768	45.6	57,122,871	26,874,210	47.0
男性	445,352	306,074	68.7	53,154,614	36,824,891	69.3
総数	960,083	540,842	56.3	110,277,485	63,699,101	57.8

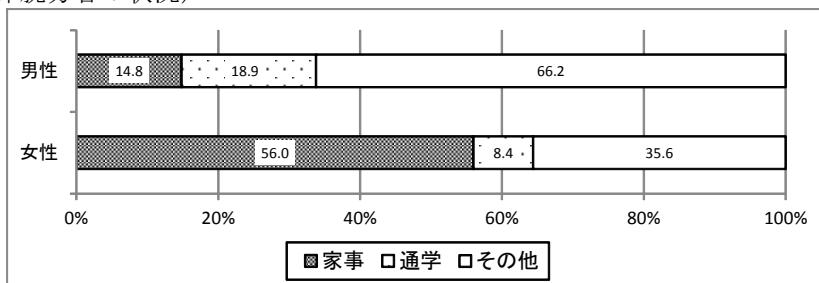
注：労働力人口とは、満15歳以上の人口のうち、就業者と完全失業者（就業していないが、就職活動をしている失業者）の合計をいいます。

資料出所：総務省「国勢調査」（平成22年）

### ■ 秋田県の労働力人口に占める就労者・非就労者の状況 (就労者の状況)

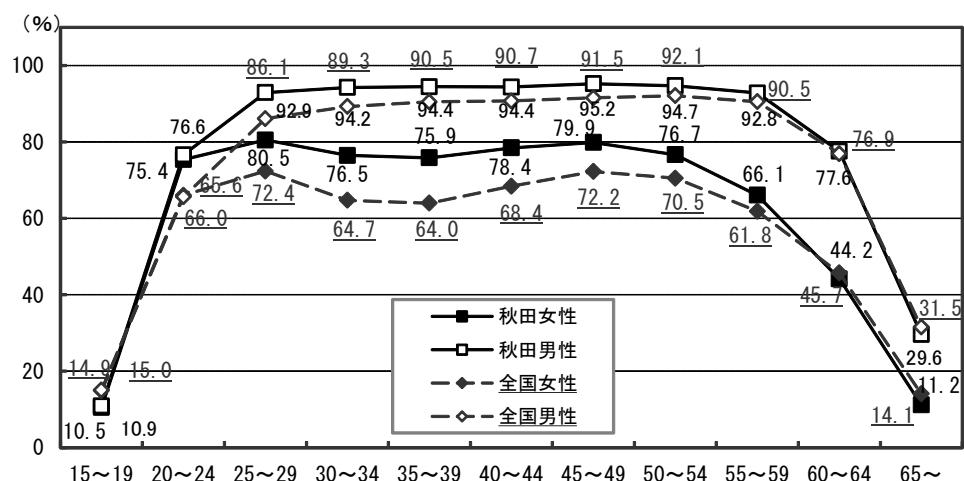


### (非就労者の状況)



資料出所：総務省「国勢調査」（平成22年）

### ■ 年齢階層別女性の労働力率



資料出所：総務省「国勢調査」（平成22年）

## 少子・高齢化の進展、人口の減少等の社会情勢の変化

### (1) 秋田県の人口の推移

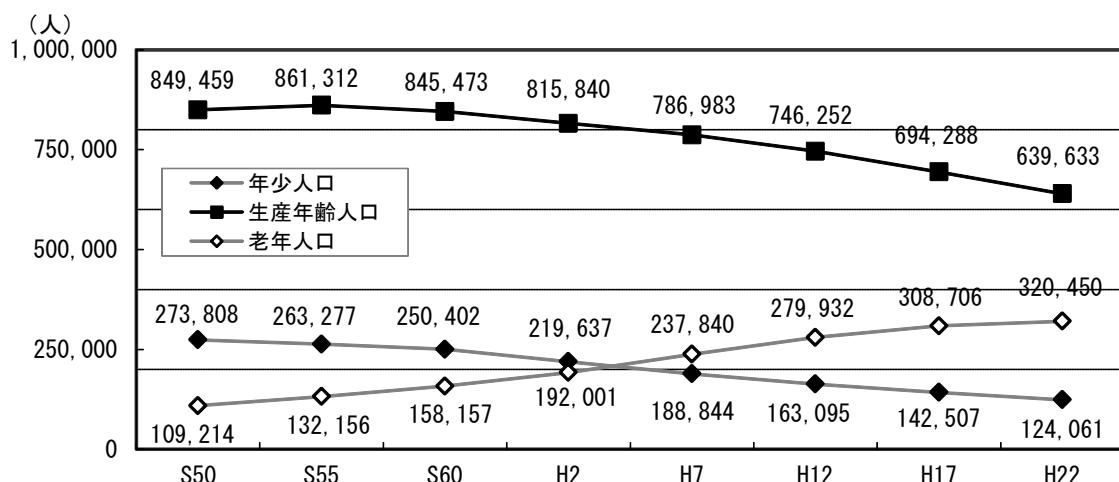
#### ■ 秋田県の人口の推移

年	男女総計	女性				男性			
		女性計	年少人口 0~14歳	生産年齢 人口 15~64歳	老年人口 65歳以上	男性計	年少人口 0~14歳	生産年齢 人口 15~64歳	老年人口 65歳以上
S50 (1975)	1,232,481	641,989	133,977	444,863	63,122	590,492	139,831	404,596	46,092
S55 (1980)	1,256,745	653,342	128,480	447,929	76,933	603,403	134,797	413,383	55,223
S60 (1985)	1,254,032	654,441	122,129	439,256	93,056	599,591	128,273	406,217	65,101
H 2 (1990)	1,227,478	642,800	106,718	421,723	114,359	584,678	112,919	394,117	77,642
H 7 (1995)	1,213,667	636,132	92,251	402,782	141,099	577,535	96,593	384,201	96,741
H12 (2000)	1,189,279	624,723	79,684	378,565	166,474	564,556	83,411	367,687	113,458
H13 (2001)	1,183,380	622,130	77,720	373,188	171,174	561,250	81,327	363,470	116,333
H14 (2002)	1,175,910	618,793	75,571	367,463	175,711	557,117	79,158	358,975	118,864
H15 (2003)	1,167,365	614,888	73,673	361,583	179,584	552,477	77,018	354,474	120,865
H16 (2004)	1,159,229	611,222	71,717	357,516	181,941	548,007	75,086	351,332	121,469
H17 (2005)	1,145,501	604,962	69,711	350,065	185,186	540,539	72,796	344,223	123,520
H18 (2006)	1,134,036	599,460	67,948	344,047	187,239	534,576	71,092	338,926	124,271
H19 (2007)	1,121,300	593,525	66,172	337,288	189,839	527,775	69,104	332,616	125,768
H20 (2008)	1,109,007	587,630	64,616	330,964	191,824	521,377	67,333	327,006	126,751
H21 (2009)	1,097,483	582,007	62,824	325,411	193,546	515,476	65,443	322,018	127,728
H22 (2010)	1,085,997	576,071	60,726	321,565	193,166	509,926	63,335	318,068	127,284
H23 (2011)	1,075,058	570,610	59,375	318,138	192,483	504,448	61,846	314,992	126,371
H24 (2012)	1,063,143	564,559	57,903	310,488	195,554	498,584	60,176	307,380	129,789
H25 (2013)	1,050,132	557,902	56,321	302,651	198,316	492,230	58,448	300,143	132,400

資料出所：昭和50年～平成12年、平成17年、平成22年は総務省「国勢調査」、

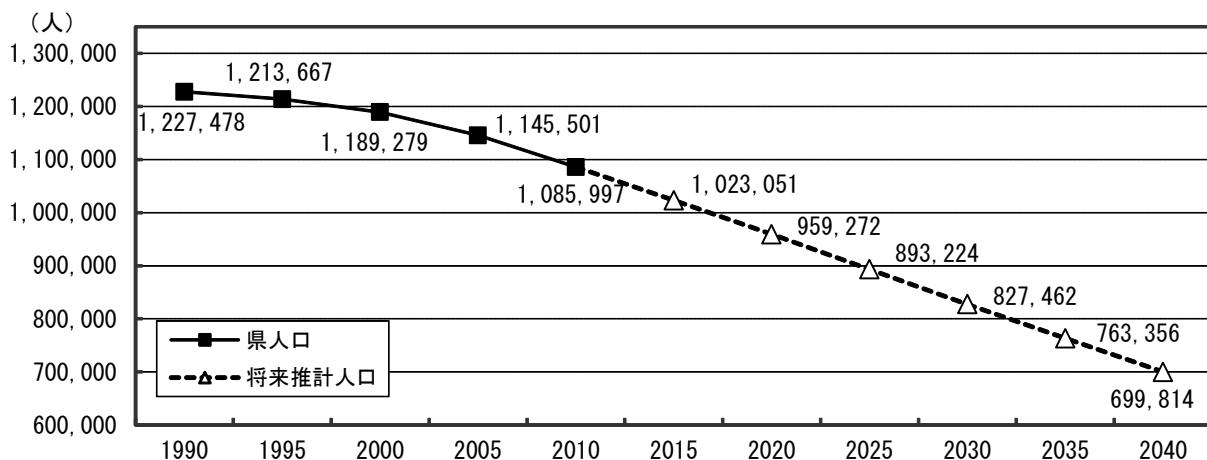
平成18年～21年、23年～25年は県調査統計課「秋田県年齢別人口流動調査」

#### ■ 秋田県の人口の推移（男女計）



資料出所：総務省「国勢調査」

## ■ 秋田県の将来人口推計



資料出所：総務省「国勢調査」

2015年以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計

## (2) 秋田県の人口動態の状況

区分	平成20年			平成21年			平成22年		
	実数	率	全国順位	実数	率	全国順位	実数	率	全国順位
出生	7,421	6.7	47	7,013	6.4	47	6,688	6.2	47
死亡	13,636	12.3	2	13,866	12.7	1	14,288	13.2	1
自然増加	▲ 6,215	▲ 5.6	47	▲ 6,853	▲ 6.3	47	▲ 7,600	▲ 7.0	47
乳児死亡	20	2.7	11	17	2.4	16	15	2.2	28
新生児死亡	12	1.6	12	5	0.7	45	6	0.9	37
死産	総数	209	27.4	24	190	26.4	17	181	26.4
	自然	104	13.6	25	85	11.8	15	102	14.8
	人工	105	13.8	18	105	14.6	17	79	11.5
周産期死亡	40	5.4	21	33	4.7	12	44	6.5	1
婚姻	4,555	4.1	47	4,364	4.0	47	4,281	4.0	47
離婚	1,823	1.7	47	1,708	1.56	46	1,795	1.66	41
合計特殊出生率	—	1.3	36	—	1.29	37	—	1.31	41

区分	平成23年			平成24年			平成25年		
	実数	率	全国順位	実数	率	全国順位	実数	率	全国順位
出生	6,658	6.2	47	6,543	6.2	47	6,177	5.9	47
死亡	14,642	13.7	3	14,856	14.0	1	14,824	14.2	1
自然増加	▲ 7,984	▲ 7.4	46	▲ 8,313	▲ 7.8	47	▲ 8,647	▲ 8.3	47
乳児死亡	15	2.3	25	11	1.7	44	10	1.6	42
新生児死亡	5	0.8	41	6	0.9	35	2	0.3	47
死産	総数	192	28.0	9	171	25.5	15	149	23.6
	自然	101	14.7	2	82	12.2	6	71	11.2
	人工	91	13.3	19	89	13.3	19	78	12.3
周産期死亡	27	4.0	32	27	4.1	21	19	3.1	42
婚姻	4,058	3.8	47	4,020	3.8	47	3,865	3.7	47
離婚	1,555	1.45	45	1,495	1.41	46	1,485	1.42	46
合計特殊出生率	—	1.35	38	—	1.37	37	—	1.35	38

注：率の算出は、乳児、新生児の死亡率または出生千対、周産期の死亡率は出産（出生+妊娠22週以後の死産）千対。

死産率は出産（出生+死産）千対。他は人口千対。

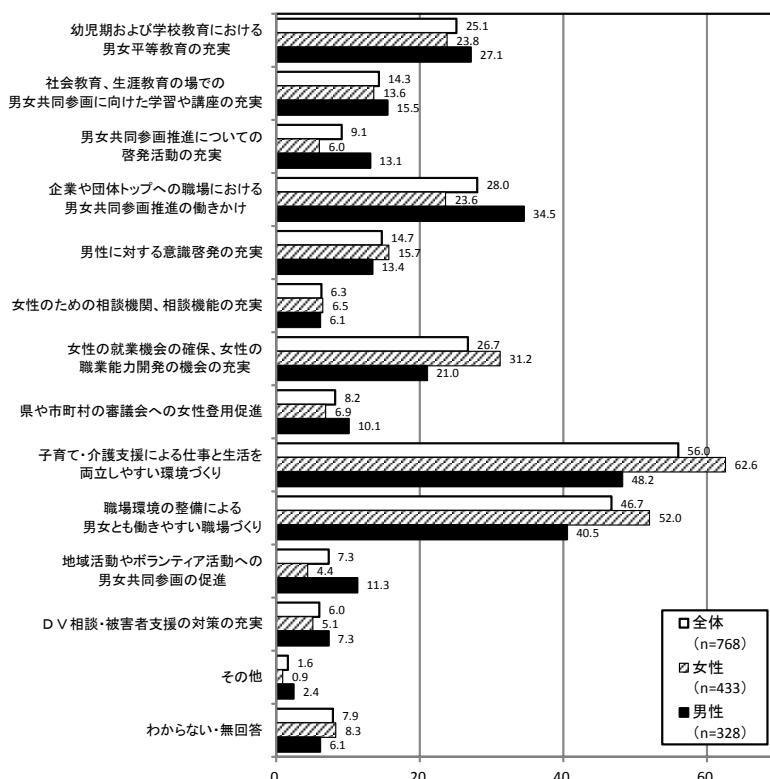
資料出所：厚生労働省「人口動態統計」

## 男女共同参画社会に関する県民の意識（秋田県男女の意識と生活実態調査から）

県が取り組むべき施策については、「子育て・介護支援による仕事と生活を両立しやすい環境づくり」と答える人が56.0%となっています。また、育児休業の取得については、51.8%と過半数の人が「男性も女性も取得してほしい」と答える一方で、22.9%の人が「女性は取得した方がよいが、男性が取得することには違和感がある」と答えています。

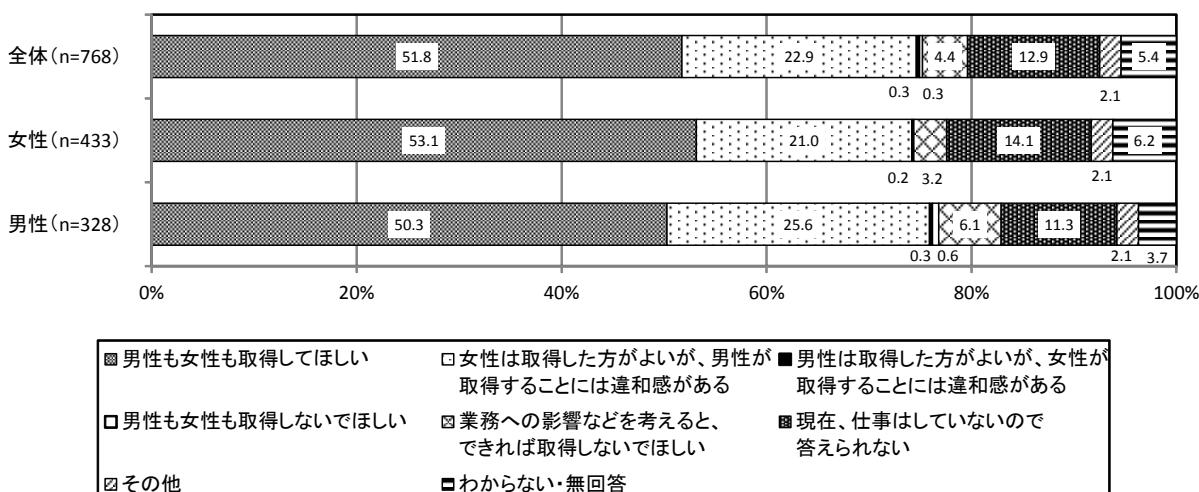
### ■ 県が取り組むべき施策について

県では、男女共同参画社会の実現を目指して様々な施策を実施していますが、今後はどのようなことに力を入れたらよいと思いますか（複数回答のため合計は100%にならない）。



### ■ 育児休業の取得について

職場の男性または女性が育児休業を取得するとしたら、どう思いますか。



資料出所：県男女共同参画課「秋田県男女の意識と生活実態調査」（平成24年）

## 男女共同参画年表

年度	国際的な動き	国内の動き	県の動き
1975年 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国際婦人年（目標：平等、開発、平和）</li> <li>○ 国際婦人年世界会議（メキシコシティ）で「世界行動計画」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総理府に総理大臣を本部長とする婦人問題企画推進本部を設置</li> <li>○ 総理府に婦人問題担当室を設置</li> </ul>	
1976年 (昭和51年)	○ 国連婦人の10年（～1985年（昭和60年））	○ 民法の一部改正 離婚後の婚氏統称制度の新設	
1976年 (昭和51年)	○ ILO事務局に婦人労働問題担当室新設		
1977年 (昭和52年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国内行動計画策定</li> <li>○ 国立婦人教育会館オープン</li> </ul>	
1979年 (昭和54年)	○ 第34回国連総会で「女子差別撤廃条約」を採択		○ 民生部青少年課に婦人対策担当設置
1980年 (昭和55年)	○ 「国連婦人の10年」中間年世界会議（コペンハーゲン）女子差別撤廃条約の署名式「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択	○ 民法及び家事審判法の一部改正 配偶者の法定相続分を1/3から1/2へ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 婦人問題懇話会設置</li> <li>○ 婦人の意識調査実施</li> <li>○ 秋田県婦人問題懇話会提言 「婦人の地位向上と社会参加を進めるために」</li> </ul>
1981年 (昭和56年)	○ 第67回 ILO総会（ジュネーブ）で「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均衡待遇に関する条約（156号）」を採択	○ 国内行動計画後期重点目標策定（婦人問題企画推進本部）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民生部青少年課を生活環境部青少年婦人課に改称</li> <li>○ 秋田県婦人生活記録史の編纂に着手</li> <li>○ 第一次県内行動計画策定 「秋田の未来をひらく婦人のための県内行動計画」</li> <li>○ 婦人問題中央会議（ハーモニーネット代表者会議）開催</li> </ul>
1982年 (昭和57年)			○ 婦人行政推進連絡会議（男女共同参画政策推進連絡会議）開催
1984年 (昭和59年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国籍法の一部改正（施行はS60） 子の戸籍を父系血統主義から父母両系主義へ</li> <li>○ 第1回日本女性会議開催（名古屋市）</li> </ul>	
1985年 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「国連婦人の10年」最終年世界会議（ナイロビ）「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の採択 NG ○ フォーラム開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「男女雇用機会均等法」成立（施行はS61年）</li> <li>○ 労働基準法一部改正（施行はS61年） 女子の休日・深夜労働等の禁止条項を緩和</li> <li>○ 「女子差別撤廃条約」批准</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全県婦人のつどい開催</li> <li>○ 秋田県婦人生活記録史刊行</li> <li>○ 秋田県婦人問題懇話会より提言「21世紀へのかけ橋－新しい男女共同社会をめざして－」</li> </ul>
1986年 (昭和61年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 婦人問題企画推進本部の構成を全省庁に拡大</li> <li>○ （財）女性職業財団発足（H5～21世紀職業財団）</li> </ul>	○ 第二次行動計画策定「新しい男女共同社会をめざす婦人のための県内行動計画」
1987年 (昭和62年)		○ 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定（婦人問題企画推進本部）	○ 婦人の意識と生活実態調査実施
1988年 (昭和63年)			○ あきた男女フォーラム開催（～H4）
1989年 (平成元年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学習指導要領の改訂 高等学校家庭科の男女必修</li> <li>○ 「法例の一部を改正する法律」公布（施行はH2）</li> <li>○ 婚姻、親子関係における男性優先規定の改正</li> </ul>	○ 女性情報誌「あきたの女性」創刊
1990年 (平成2年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国際経済社会理事会 「ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」を採択</li> <li>○ 第77回 ILO総会（ジュネーブ）で「夜業に関する条約（第171号）」を採択</li> </ul>	○ 農林水産省に農山村婦人対策として婦人・生活課を設置	○ 秋田県婦人問題懇話会より提言 「男女共生社会の発展をめざす秋田の女性’21」

年度	国際的な動き	国内の動き	県の動き
1991年 (平成3年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第一次改定）」策定</li> <li>○ 「育児休業法」公布 (施行はH4年)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 秋田県女性行政推進計画 「あきた’女と男のハーモニープラン」を策定 (計画年次：H4～H12)</li> </ul>
1992年 (平成4年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「新しい農山漁村の女性—2001年に向けて—（農山漁村女性に関する中長期ビジョン」策定</li> <li>○ 初の婦人問題担当大臣設置 (河野洋平内閣官房長官)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 男女の意識と生活実態調査実施</li> <li>○ 女性の国内交流・研修（女性の人材養成事業）実施（～H12）</li> <li>○ 秋田県女性政策懇話会より提言「県の委員会・審議会等における女性委員の登用促進について」</li> </ul>
1993年 (平成5年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 世界人権会議（ウィーン）で「ウィーン宣言及び行動計画」を採択</li> <li>○ 「女性に対する暴力撤廃宣言」採択（国連総会）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パート労働法）」公布 (一部はH6施行)</li> <li>○ 地方交付税の基準財政需要額に「男女均等対策費」を算入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 青少年女性課に改称</li> <li>○ 「秋田県の委員会・審議会等への女性委員の登用促進要綱」制定</li> <li>○ 女性委員の登用推進会議設置（庁内部局次長で構成）</li> <li>○ 女性政策推進地域会議開催</li> <li>○ 男女の共同参画でつくる社会推進地域トーク開催（～H8）</li> </ul>
1994年 (平成6年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第81回 I L O 総会で「パートタイム労働に関する条約（第175号）」採択</li> <li>○ 国際人口・開発会議（カイロ）で「カイロ宣言及び行動計画」を採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 男女共同参画審議会設置</li> <li>○ 総理府男女共同参画室設置（婦人問題担当室の改組）</li> <li>○ 男女共同参画推進本部設置（婦人問題企画推進本部の改組）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 女性の人材リスト作成 登録者134人（2月）</li> <li>○ 男女共同参画型社会を考えるセミナー開催</li> <li>○ 高校家庭科男女必修の実施</li> </ul>
1995年 (平成7年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会開発サミット開催（コペンハーゲン）</li> <li>○ 第4回国連世界女性会議（北京）「北京宣言及び行動綱領」の採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 育児休業給付制度施行</li> <li>○ 「育児休業法」の一部改正 介護休業制度の法制化</li> <li>○ 「家庭的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」(I L O 第156号条約)批准</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第4回世界女性会議の女性NGOフォーラム参加研修実施</li> </ul>
1996年 (平成8年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 男女共同参画ビジョン・21世紀の新たな価値の創造」答申（男女共同参画審議会）</li> <li>○ 男女共同参画の形成の促進に関する新たな国内行動計画「男女共同参画2000年プラン」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国の事業助成による「男女共同参画社会の実現に向けての活動支援会議」開催（横手市）</li> <li>○ 女性団体・グループ等の自主登録による「ハーモニーネット」登録開始</li> </ul>
1997年 (平成9年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「男女共同参画審議会設置法」公布 総理府に設置</li> <li>○ 「男女雇用機会均等法」・「労働基準法」改正（施行は一部を除き平成11年4月から）</li> <li>○ 総理府が「男女共同参画白書」を発表</li> <li>○ 労働省婦人局を女性局、各都道府県婦人少年室を女性少年室に改称</li> <li>○ 「介護保険法」公布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 男女の意識と生活実態調査実施</li> </ul>
1998年 (平成10年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「男女共同参画社会基本法（仮称）の論点整理」公表</li> <li>○ 「男女共同参画社会基本法について—男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくりー」答申</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ハーモニーネット交流研修会実施</li> <li>○ 女性の人材リスト更新 登録者376人</li> <li>○ 秋田県女性議会実施（～H12）</li> </ul>
1999年 (平成11年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「男女共同参画社会基本法」公布・施行</li> <li>○ 「食料・農業・農村基本法」施行 女性の参画の促進を規定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「あきたの女性」を「La Vita」と改称、A4版化</li> <li>○ あきた'21パートナーシッププログラム事業実施</li> <li>○ 登用率促進について、各部局に部長名で要請及び各部局ごとの目標数値設定</li> </ul>

● 資料 ●

年度	国際的な動き	国内の動き	県の動き
2000年 (平成12年)	○ 国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)「政治宣言」「更なる行動とイニシアティブに関する文書」の採択	○ 「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申(男女共同参画審議会) ○ 「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方—21世紀の最重要課題—」答申(男女共同参画審議会) ○ 「男女共同参画基本計画」策定(H13~H17)	○ 生活環境文化部県民文化政策課に男女共同参画室を設置 ○ あきたエンパワーメントサポート事業実施(~H13) ○ 女性の人材リスト更新 登録者422人 ○ 「秋田県男女共同参画推進計画」策定(H13~H22) ○ 男女共同参画地域懇話会実施(~H13)
2001年 (平成13年)		○ 男女共同参画会議設置(内閣府の設置に伴い旧審議会を改組) ○ 男女共同参画局設置 ○ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「DV防止法」)施行(一部はH14) ○ 育児・介護休業法一部改正 看護休暇制度の努力義務化、育休等を理由とする不利益取扱いの禁止等	○ 秋田県男女共同参画センター開設(4.8) ○ 男女共同参画「あきたF・F推進員」養成事業実施 ○ あきた女性未来塾実施 ○ 男女共同参画フォーラム開催(内閣府共催)
2002年 (平成14年)	○ 第2回 APEC女性問題担当大臣会合(メキシコ) 大臣共同声明の採択	○ 母子健康手帳の様式改正 地域の実情や育児・出産に対する多様なニーズに対応 ○ 「アフガニスタンの女性支援に関する懇談会」開催、提言 ○ 女子差別撤廃条約実施状況報告(第5回)の提出	○ 秋田県男女共同参画推進条例施行(4.1) ○ 男女共同参画審議会設置 ○ 生活環境文化部に男女共同参画課を設置 ○ 男女共同参画推進月間事業実施 ○ 北部及び南部男女共同参画センター開設(7.30) ○ 秋田県及び地域ハーモニー懇話会設置 ○ 男女共同参画社会推進子どもサロン開設事業実施 ○ 男女の意識と生活実態調査実施 ○ 男女共同参画グローバル政策対話秋田会議開催(内閣府共催)
2003年 (平成15年)		○ 「次世代育成支援対策推進法」公布・施行(7月) H27までの時限立法 ○ 「児童福祉法の一部を改正する法律」公布(7月、施行はH17.4) 市町村の子育て支援対策の実施を明記	○ 男女共同参画シンボルマーク決定 ○ 広報・出版物ガイドブック作成 ○ 「男女共同参画推進員」を全課所に配置 ○ 男女共同参画テーマソング決定 ○ 男女共同参画海外セミナー実施 ○ 男女共同参画教育資料「みんなイキイキ」(小学5年用)作成
2004年 (平成16年)		○ 「DV防止法」改正	○ 男女共同参画活動拠点施設開設(6カ所) ○ 男女共同参画統括推進員制度導入 ○ 男女共同参画海外セミナー実施 ○ 男女共同参画・子育て支援共同シンポジウム ○ 女性チャレンジ支援事業(政策・起業・若者チャレンジセミナー) ○ あきたF・F推進員養成事業終了(H13~16年度) ○ DV予防高校生セミナー実施

年度	国際的な動き	国内の動き	県の動き
2005年 (平成17年)	○ 第49回国連婦人の地位委員会（国連「北京+10」世界閣僚級会合）	○ 「男女共同参画基本計画（第2次）」策定（H18～H22）	○ 男女共同参画活動拠点施設開設（4カ所） ○ ネットワークで参画パワーアップ事業実施 ○ 男女共同参画イキイキ職場支援事業実施 ○ 男だって家事・育児大作戦事業実施 ○ 女性に対する暴力防止対策事業実施 ○ あきた女性チャレンジサポート事業実施 ○ 「あきた女性チャレンジサイト」開設 ○ 男女共同参画海外セミナー実施 ○ 秋田県男女共同参画推進計画改定、新秋田県男女共同参画推進計画策定
2006年 (平成18年)		○ 「男女雇用機会均等法」改正	○ 新秋田県男女共同参画推進計画施行 ○ 男女共同参画職場づくり事業実施 ○ 北東北男女共同参画連携事業実施 ○ あきた女性政経ゼミナール実施 ○ あきたF・F推進員のステップアップ研修（F・F推進員の更新、新規養成）
2007年 (平成19年)		○ 「DV防止法」改正 ○ 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 ○ 内閣府に「仕事と生活の調和推進室」設置	○ 全市町村における男女共同参画計画の策定達成 ○ 市町村男女共同参画計画策定記念フォーラム ○ ワーク・ライフ・バランス推進事業 ○ 女子生徒理工系チャレンジ支援事業 ○ 男女の意識と生活実態調査実施
2008年 (平成20年)		○ 「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 ○ 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出	○ 男女イキイキ職場知事表彰（5社） ○ 男女イキイキ職場宣言事業所取組事例集作成
2009年 (平成21年)	○ 第6回報告書に対して、国連女子差別撤廃委員会による最終見解が示される	○ 次世代育成支援対策推進法の改正（平成21年4月1日施行） ○ 育児・介護休業法改正（平成22年度施行）	○ ふるさと秋田元気創造プラン策定（H22～H25） ○ がんばる女性応援セミナー開催 ○ 女性研究者支援事業
2010年 (平成22年)		○ 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定（平成22年6月） ○ 第3次男女共同参画基本計画策定（H23～H27）	○ 第3次秋田県男女共同参画推進計画策定（H23～H27） ○ 秋田県仕事と育児・家庭の両立支援奨励金事業実施
2011年 (平成23年)	○ 「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（略称：UN Women）」発足		○ 男女共同参画副読本「みんなイキイキ」発行 ○ ハーモニー相談室機能強化事業 ○ 地域を変える男女共同参画実践力アップ事業
2012年 (平成24年)	○ 第56回国連婦人の地位委員会において、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	○ 「「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定	○ 「秋田の元気は女性から」発信事業 ○ 男女の意識と生活実態調査実施 ○ 地域の若者育成支援事業
2013年 (平成25年)		○ 「DV防止法」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改称、改正	○ 第2期ふるさと秋田元気創造プラン策定（H26～H29） ○ イキイキ男性变身サポート事業
2014年 (平成26年)		○ 内閣に「すべての女性が輝く社会づくり本部」を設置（平成26年10月）	○ 男女が働きやすい職場環境づくり事業 ○ 男女共同参画架け橋事業 ○ 学生のための男女共同参画事業

## D V相談窓口

ひとりで悩まないで、まずは相談してください！

### ■ 配偶者暴力相談支援センター

相談受付 ◎月～金 8：30～21：00 土日祝日 9：00～18：00

女性ダイヤル相談 [女性相談所]

TEL 018-835-9052

D Vホットライン (県内限定)

フリーダイヤル 0120-783-251

(なやみ・にぶんのいち)

注：携帯電話ではつながりません。

相談受付 ◎月～金 8：30～17：15

秋田県北福祉事務所

TEL 0186-52-3951

秋田県山本福祉事務所

TEL 0185-52-5105

秋田県中央福祉事務所

TEL 018-855-5171

秋田県南福祉事務所

TEL 0182-32-3294

相談受付 ◎月～土 10：00～17：00

秋田県中央男女共同参画センター  
(ハーモニー相談室)

TEL 018-836-7846

注：日曜・祝日は休みです。

### ■ 県警察本部

相談受付 ◎8：30～17：15

レディース通話110番

フリーダイヤル 0120-028-110

(女性警察官が対応 ※夜間、休日は当直対応)

注：携帯電話でもつながります。

### ■ 秋田地方法務局

相談受付 ◎月～金 8：30～17：15

女性の人権ホットライン

TEL 0570-070-810

秋田地方法務局 能代支局

TEL 0185-54-4111

本荘支局

0184-22-1200

大館支局

0186-42-6514

湯沢支局

0183-73-2450

大曲支局

0187-63-2100

## 男女イキイキ職場宣言事業所一覧

### ■ 県北地区 71社

219事業所（平成26年12月末現在）

事業所名	協定年度	市町村	業種
(株)小板橋建設	17	鹿角市	土木建築工事業
(株)石川組	18	鹿角市	総合建設業
(株)柳沢建設	19	鹿角市	建設業
(株)鹿角パークホテル	19	鹿角市	ホテル業
(社福)花輪ふくし会	22	鹿角市	福祉施設運営及び関連事業
(株)柳澤鉄工所	24	鹿角市	建築事業、一般機械器具製造業
(株)カミテ	17	小坂町	製造業（金属プレス金型他）
(株)伊徳	17	大館市	総合スーパー・マーケット業
大館ヤクルト販売(株)	17	大館市	乳酸飲料卸売販売業
東光コンピュータ・サービス(株)	18	大館市	ソフト開発、関連機器販売業
(株)大館工芸社	18	大館市	木製品製造販売業
ニプロ(株)大館工場	19	大館市	医薬品、医療機器製造業
(協)タイセイ	19	大館市	産業廃棄物処理業
東光鉄工(株)	19	大館市	鋼構造物、一般機械器具製造業
(株)タクト	20	大館市	総合サービス業
(社福)大館市社会福祉事業団	21	大館市	福祉施設運営及び関連事業
(社福)大館圏域ふくし会	21	大館市	福祉施設運営及び関連事業
(株)ニチイ学館大館支店	21	大館市	医療関連事業、ヘルスケア事業他
丸山建設(株)	22	大館市	建設、不動産業
(株)フレックス	22	大館市	製造業（木製品・内装ドア）
特別養護老人ホーム扇寿苑	22	大館市	社会福祉業
(株)布袋屋薬局	22	大館市	医薬品販売、介護用品販売貸与
(株)北鹿新聞社	24	大館市	日刊新聞発行、一般印刷
秋田工営(株)	24	大館市	総合建設業
エヌピーエス(株)	24	大館市	製造業（医療器具・プラスチック成形品）
(株)オオタベ	24	大館市	建設・土木業
石垣鐵工(株)	24	大館市	鋼構造物工事業
大館商工会議所	25	大館市	地域総合経済団体
秋田グルーラム(株)	25	大館市	製造業（木材・木製品、構造用集成材）
ケアセンター一心堂	25	大館市	社会福祉業（介護保険事業）
あきた北農業協同組合	25	大館市	総合農協（信用・共済・購買・販売）
医療法人光智会	25	大館市	医療業（病院）、社会福祉業
(株)吉田産業大館支店	26	大館市	卸売業（建設・土木資材、住宅設備機器）
花岡土建(株)	26	大館市	総合建設業
(株)伊藤羽州建設	26	大館市	総合建設業
東北ビル管材(株)	26	大館市	総合ビルメンテナンス業、人材派遣
秋北バス(株)	26	大館市	旅客運輸業、自動車整備業
大館桂工業(株)	26	大館市	総合建設業
(株)ジーエムジャパン	17	北秋田市	製造業（繊維製品）
(株)津谷組	18	北秋田市	建設業
(株)ジェイエイ大館・北秋田葬祭センター	18	北秋田市	葬儀施行業
(株)佐藤庫組	20	北秋田市	総合建設業
鷹巣町農業協同組合	20	北秋田市	総合農協
(社福)阿仁ふくし会	21	北秋田市	福祉施設運営及び関連事業
特別養護老人ホーム青山荘	21	北秋田市	福祉施設運営及び関連事業
(社福)交楽会森幸園	22	北秋田市	福祉施設運営及び関連事業
朝日建設(株)	24	北秋田市	建設業
(社福)交楽会 介護老人保健施設もりよし荘	24	北秋田市	福祉施設運営及び関連事業
(株)テーエムシー	24	北秋田市	製造業（電子通信機器部品）
(社福)交楽会特別養護老人ホーム森泉荘	25	北秋田市	社会福祉業（特別養護老人ホーム）

● 資料 ●

事業所名	協定年度	市町村	業種
あきた北央農業協同組合	25	北秋田市	総合農協（信用・共済・購買・販売）
(社福)秋田県民生協会	26	北秋田市	社会福祉施設経営（障害者支援施設等）
新東北メタル(株)	26	北秋田市	製造業（普通鋼鋳鋼製造）
第一観光バス(株)	17	能代市	運輸業
(株)セキト	18	能代市	菓子製造販売業
能代山本医師会病院	18	能代市	医療業（病院）
J A秋田厚生連山本組合総合病院	19	能代市	医療業（病院）
能代運輸(株)	19	能代市	運送業等
アキモク鉄工(株)	19	能代市	製造業（機械器具）
(株)原田紙店	19	能代市	卸売・小売業
あきた白神農業協同組合	19	能代市	総合農協（信用・共済・購買・販売事業）
秋北建設工業(株)	20	能代市	総合建設業
相澤銘木(株)	21	能代市	製造業（集成材）
能代商工会議所	21	能代市	地域商工業の振興
(株)能代青果地方卸売市場	21	能代市	卸売業（野菜、果実、鶏卵、加工品等）
(株)テラタ	21	能代市	スーパー・マーケット業
(社福)琴丘ふくし会	20	三種町	社会福祉施設運営及び関連事業
(株)鈴木水産	19	八峰町	水産物加工業
(株)秋田サン縫製	19	八峰町	衣料品製造業
ハタハタの里観光事業(株)	20	八峰町	温泉保養施設運営業
(株)嶋田建設	20	八峰町	建設業

■ 中央地区 72社

事業所名	協定年度	市町村	業種
(株)寒風	18	男鹿市	建設・採石業
(株)アマノ	20	男鹿市	総合小売業
(社福)男鹿偕生会 特別養護老人ホーム偕生園	23	男鹿市	社会福祉業
(社福)男鹿偕生会 居宅総合福祉施設かいせい	23	男鹿市	社会福祉業
(医)正和会	17	潟上市	医療福祉関連事業
秋田瀧青建設(株)	18	潟上市	土木造園工事業
(医)敬徳会 藤原記念病院	21	潟上市	医療業（病院）
(社福)潟上市社会福祉協議会	21	潟上市	社会福祉業
あきた湖東農業協同組合	20	五城目町	総合農協（信用・共済・購買・販売事業）
(株)アイセス	18	井川町	電気制御機器製造業
(株)農友	22	大潟村	食品加工卸業
(株)ルーラル大潟	22	大潟村	ホテル業、食堂売店事業
(株)大潟村同友会	23	大潟村	小売業
伊藤工業(株)	17	秋田市	総合建設業
(株)秋田銀行	17	秋田市	金融業（普通銀行業）
秋田いなふく米菓(株)	17	秋田市	米菓製造販売業
三和シャッター工業秋田工場(株)	17	秋田市	シャッター製造業
マックスバリュ東北(株)	17	秋田市	スーパー・マーケット業
(株)プレステージ・インターナショナル秋田BPOキャンパス	17	秋田市	ビジネス・プロセス・アウトソーシング業
(株)ユーランドホテル八橋	17	秋田市	旅館業
NTT東日本秋田支店・NTT東日本・秋田	17	秋田市	電気通信事業
(株)秋田魁新報社	17	秋田市	日刊新聞発行事業
J A秋田厚生連秋田組合総合病院	17	秋田市	医療業（病院）
(株)北都銀行	18	秋田市	金融業（普通銀行業）
野村證券(株)秋田支店	18	秋田市	証券業
(株)秋田県分析化学センター	18	秋田市	環境計量証明事業
瀬下建設工業(株)	18	秋田市	総合建設業
秋田日産自動車(株)	18	秋田市	自動車販売業
新あきた農業協同組合	19	秋田市	総合農協（信用・共済・購買・販売事業）
東北労働金庫秋田県本部	19	秋田市	金融業（普通銀行業）

事業所名	協定年度	市町村	業種
(財)秋田県総合保健事業団	19	秋田市	保健衛生業、健(診)診・検査事業
(株)JA新あきたライフサービス	19	秋田市	小売・サービス業
(財)秋田県成人病医療センター	19	秋田市	医療業
秋田トヨタ自動車(株)	19	秋田市	自動車等販売、点検・整備業
秋田商工会議所	20	秋田市	地域商工業の振興
秋田県商工会連合会	20	秋田市	地域商工業の振興
(株)サノ・ファーマシー	21	秋田市	小売・保健調剤業
(社福)いづみ会	21	秋田市	福祉施設運営及び関連事業
第一三共プロファーマ(株)秋田工場	21	秋田市	製造業(医薬品)
(株)八永南部家敷	21	秋田市	レストランサービス業
(株)ニチイ学館秋田支店	21	秋田市	医療関連事業、ヘルスケア事業他
大和リース(株)秋田営業所	21	秋田市	仮設建物、機械器具等のリース・販売
生活協同組合コープあきた	22	秋田市	小売業、宅配事業、共済事業
日本機械工業(株)	22	秋田市	鋼構造物製造・販売業、建設業、輸送業
(社福)友睦会ユートピアやまばと	22	秋田市	障害福祉サービス事業
(株)ジーンズエムシーディー	22	秋田市	ジーンズの企画製造
秋田ファイブワン工業(株)	22	秋田市	繊維製品製造販売業
秋田協同印刷(株)	22	秋田市	総合印刷業
リコーITソリューションズ(株)秋田事業所	23	秋田市	プリンター・複合機のソフトウェア開発
(株)石川建設	23	秋田市	建設業 木造建築
山建開発(株)	23	秋田市	総合建設業
中田建設(株)	25	秋田市	総合建設業
日本興亜損害保険(株)秋田コールセンター室(CRファクトリー)	25	秋田市	損害保険業
奥羽住宅産業(株)	25	秋田市	建設業(建設・住宅リフォーム)
(株)塚田美術印刷	25	秋田市	総合印刷業
清水建設(株)秋田営業所	25	秋田市	総合建設業
第一生命保険(株)秋田支社	25	秋田市	生命保険業
(株)日本政策金融公庫秋田支店	25	秋田市	金融業
山岡工業(株)	26	秋田市	総合建設業
むつみ造園土木(株)	26	秋田市	建設業、造園土木工事、緑地管理業務
(株)国際パトロール	26	秋田市	警備業
(有)金圓	26	秋田市	小売業(文具・事務機)
(有)ドジャース商事	26	秋田市	小売業
長田建設(株)	17	由利本荘市	総合建設業
小林工業(株)	18	由利本荘市	製造業(各種金型他)
由利本荘市商工会	22	由利本荘市	地域商工業の振興
丸大機工(株)	17	にかほ市	製造業(機械)
(医)YAMAZEN	19	にかほ市	医療業(病院)
TDK(株)秋田総務部	19	にかほ市	電気機械器具製造業
(株)エクセルコーポレーション	19	にかほ市	ホテルサービス業
(社福)象潟健成会	20	にかほ市	福祉施設運営及び関連事業
にかほ市商工会	21	にかほ市	地域商工業の振興

## ■ 県南地区 76社

事業所名	協定年度	市町村	業種
(株)タニタ秋田	17	大仙市	製造業(家庭用・業務用計量器)
(株)グランドパレス川端	17	大仙市	飲食・宿泊等事業
アネスト岩田秋田(株)	17	大仙市	製造業(一般機械)
(株)タカヤナギ	18	大仙市	スーパーマーケット業
高吉建設(株)	18	大仙市	総合建設業
大同衣料(株)	19	大仙市	衣料品製造販売業
(社福)大仙市社会福祉協議会	19	大仙市	社会福祉事業
金谷商事(株)	19	大仙市	ホテル業
(株)荒屋舗建設	20	大仙市	総合建設業
(株)宮原組	20	大仙市	総合建設

● 資料 ●

事業所名	協定年度	市町村	業種
秋田おばこ農業協同組合	20	大仙市	総合農協
(社福)大空大仙	22	大仙市	社会福祉業（保育所の経営）
(社福)大曲保育会	25	大仙市	保育業（保育園・幼稚園経営）
ナガイ白衣工業(株)	25	大仙市	製造業（医療用白衣）
インスペック(株)	17	仙北市	製造業（半導体・液晶検査装置他）
(社福)仙北市社会福祉協議会	19	仙北市	社会福祉事業
(株)西宮組	18	仙北市	建設業
(有)ビー・スケップ（山のはちみつ屋）	21	仙北市	養蜂、蜂蜜及び関連商品販売
(株)わらび座	21	仙北市	劇団・旅館業
(株)安藤醸造	25	仙北市	製造販売業（味噌・醤油・漬物）
(社福)こまくさ苑	25	仙北市	社会福祉業（介護サービス）
三共光学工業(株)	18	美郷町	製造業（光学用レンズ）
(社福)六郷仙南福祉会	19	美郷町	社会福祉施設運営及び関連事業
大和建設(株)	20	美郷町	総合建設業
(株)小貫建設	22	美郷町	建設業・販売業
ロード電子工業株式会社	25	美郷町	製造業（電子部品組立）
(株)横手プラザホテル	17	横手市	ホテル業
(株)横手開発工業（横手駅前温泉ゆうゆうプラザ）	17	横手市	飲食・ホテル業
よねや商事(株)	17	横手市	食品スーパー・マーケット業
(株)エガミ	17	横手市	洋品小売業
秋田渥美工業(株)	17	横手市	製造業（機械）
横手セントラルホテル(株)	18	横手市	ホテル業
伊藤建設工業(株)	18	横手市	総合建設業
JUKI 電子工業(株)	18	横手市	製造業（メカトロニクス機器）
(株)アイ・クリエイト	18	横手市	印刷業
(株)秋田ふるさと村	18	横手市	サービス業（テーマパーク）
創和建設(株)	18	横手市	総合工事業
(医)興生会	18	横手市	精神科病院・福祉関連事業
J A 秋田厚生連平鹿組合総合病院	18	横手市	医療業（病院）
(株)ウッディさんない	19	横手市	製造業、及び小売・サービス業
日立オートモティブシステムズステアリング(株)	19	横手市	輸送機器の部品製造、販売業
秋田ふるさと農業協同組合	19	横手市	信用・共済・購買・販売事業
横手建設(株)	19	横手市	総合建設業
(株)半田工務店	19	横手市	総合建設業
(医)平鹿浩仁会	21	横手市	社会福祉施設運営
(株)Nui Tec Corporation	21	横手市	製造業（輸送用機械器具）
横手ヤクルト販売(株)	21	横手市	販売業（乳酸飲料卸売販売業）
(株)大和組	22	横手市	建設業
横手運送(株)	22	横手市	運輸業
(有)ミツイ設計	22	横手市	設計業・福祉業
羽後交通(株)	22	横手市	運輸業
(株)アキタ・アダマンド	22	横手市	光通信機器部品の製造
(社福)ファミリーケアサービス	22	横手市	社会福祉業
(株)ツルタック	23	横手市	文具、事務機、OA商品販売
鶴田印刷(株)	23	横手市	印刷業
奥山ボーリング	23	横手市	土木工事業
(有)ヘルシーアップル	23	横手市	整骨事業・通所介護事業
(株)ヴァルモード	23	横手市	製造業（アパレル製品）
(株)村岡組	24	横手市	総合建設・不動産・損害保険代理業
(社福)雄勝福祉会	17	湯沢市	社会福祉施設運営及び関連事業
秋田エプソン(株)	18	湯沢市	製造業（プリンター・ヘッド）
(株)協同企画（湯沢ロイヤルホテル）	18	湯沢市	飲食・宿泊業
(株)佐々木組	18	湯沢市	総合建設業
(株)佐藤養助商店	18	湯沢市	稻庭うどん製造・卸小売業

事業所名	協定年度	市町村	業種
秋田銘醸(株)	18	湯沢市	酒類製造販売業
(株)和賀組	19	湯沢市	総合建設業
(社福)いなかわ福祉社会	19	湯沢市	社会福祉施設運営及び関連事業
こまち農業協同組合	19	湯沢市	総合農協（信用・共済・購買・販売事業）
(株)日敷	20	湯沢市	小売業
(株)田村組	20	湯沢市	土木工事業
(株)高嶋組	21	湯沢市	総合建設業
(株)丸臣高久建設	25	湯沢市	総合建設業
うご農業協同組合	19	羽後町	総合農協（信用・共済・購買・販売事業）
(株)小野建設	20	羽後町	総合建設業
(株)ユーティーエス	20	羽後町	製造業（電気機械器具）
秋田栗駒リゾート(株)	25	東成瀬村	ホテル業、スキー場、パークゴルフ場

資料出所：県男女共同参画課

男女共同参画担当連絡先

■ 秋田県生活環境部男女共同参画課

班 名	T E L	F A X
課 長	018-860-1550	018-860-3895
男女共同参画推進班	018-860-1555	
	018-860-1556	
	018-860-1557	

■ 各地域振興局総務企画部地域企画課

振 興 局 名	班 名	T E L	F A X
鹿 角	企画振興班	0186-22-0456	0186-23-5574
北 秋 田	企画振興班	0186-62-1251	0186-63-0496
山 本	地域振興班	0185-55-8004	0185-55-2296
秋 田	県民生活・産業班	018-860-3319	018-860-3860
由 利	地域振興班	0184-22-5432	0184-22-6683
仙 北	企画振興班	0187-63-5114	0187-63-6369
平 鹿	企画・県民生活班	0182-32-0594	0182-32-8349
雄 勝	地域振興班	0183-73-8191	0183-72-5057

## ■ 市町村男女共同参画担当部署一覧

市町村名	所属等			TEL	FAX
	部局等	担当課	班・係		
<b>鹿角地域</b>					
鹿角市	市民部	市民共動課	共動推進班	0186-30-0202	22-2042
小坂町		総務課	企画財政班	0186-29-3907	29-5481
<b>北秋田地域</b>					
大館市	総務部	企画調整課	企画調整係	0186-43-7027	49-1198
北秋田市	市民生活部	生活課	地域推進班	0186-62-6628	62-2880
上小阿仁村		総務課	企画班	0186-77-2221	77-2227
<b>山本地域</b>					
能代市	企画部	市民活力推進課	共同参画交流係	0185-89-2148	89-1770
三種町		企画政策課	企画係	0185-85-4817	85-2178
八峰町		総務課	行政係	0185-76-4601	76-2113
藤里町	教育委員会		生涯学習係	0185-79-1327	79-2227
<b>秋田地域</b>					
秋田市	市民生活部	市民協働・地域分権推進課	男女共生担当	018-866-2785	866-2129
男鹿市	総務企画部	企画政策課	企画広報班	0185-24-9122	23-2424
潟上市	総務部	企画政策課	企画政策班	018-878-9802	878-6086
五城目町		総務課	総務係	018-852-5332	852-5399
八郎潟町		総務課		018-875-5801	875-3096
井川町		総務課	総務班	018-874-2610	874-2610
大潟村		住民生活課	住民福祉班	0185-45-2114	45-2162
<b>由利地域</b>					
由利本荘市	企画調整部	総合政策課	総合政策班	0184-24-6226	23-1322
にかほ市	総務部	企画課	交流推進班	0184-43-7510	62-9013
<b>仙北地域</b>					
大仙市	企画部	男女共同参画・交流推進課	男女共同参画班	0187(88)8039	62-3177
仙北市	総務部	企画政策課	企画振興係	0187-43-1112	43-1300
美郷町		企画財政課	企画財政班	0187-84-4901	85-3102
<b>平鹿地域</b>					
横手市	総務企画部	男女共同参画・市民協働推進室		0182-35-2158	32-4056
<b>雄勝地域</b>					
湯沢市	総務部	企画課	男女共同参画・少子化対策室	0183-73-2113	72-8515
羽後町	教育委員会		社会教育担当	0183-62-1128	62-1129
東成瀬村		企画商工課		0182-47-3042	47-3260